

吉原公民館旧本館等解体工事

図面番号	(意匠図)	図面番号	(構造図)
A-01	解体特記仕様書(1)	B-01	基礎伏図・基礎詳細図 【参考図】
A-02	解体特記仕様書(2)	B-02	小屋伏図・軸組図 【参考図】
A-03	工事概要・付近見取図		
A-04	配置図兼仮設計画図		(電気設備図)
A-05	全体平面図・内部仕上表・建物求精図	C-01	照明器具姿図・盤結線図 【参考図】
A-06	屋根伏図 解体後全体平面図	C-02	幹線・電話・TV設備図 【参考図】
A-07	旧本館 立面図	C-03	電灯コンセント設備図 【参考図】
A-08	旧本館 矩計図		
A-09	旧本館 平面詳細図 【参考図】		(機械設備図)
A-10	旧本館 展開図	D-01	排水設備 配置図・排水樹表 【参考図】
A-11	旧本館 建具リスト 【参考図】	D-02	給排水設備 配置図・平面図 【参考図】
A-12	便所棟 詳細図	D-03	床暖房 配置図・平面図 【参考図】
A-13	ボイラー室・渡り廊下 詳細図	D-04	床暖房 電気回路図 【参考図】
		D-05	機械設備改修図

2023.09	
吉原公民館旧本館等解体工事 特記仕様書	
I 工 事 概 要	
1. 工事場所	高知市鏡狩山95番地
2. 工事種目	【公民館旧本館】 鉄骨造一部木造 平家建て 延べ面積 237.90㎡ 【便所棟】 コンクリートブロック造 平家建て 延べ面積 10.00㎡ 【渡り廊下】 鉄骨造 平家建て 延べ面積 17.36㎡ 【滅菌室】 木造 平家建て 延べ面積 2.25㎡ 解体 一式
3. 関連工事等	・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事
4. 概成工期	完成期限の()日(令和 年 月 日)
II 建 築 工 事 仕 様	
1. 特記仕様	
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築工事改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、以下による。 ※ 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ・ 公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和3年3月 令和4年3月訂正版) 厚生労働省、環境省	
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ・発注者指定型 ○受注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)	

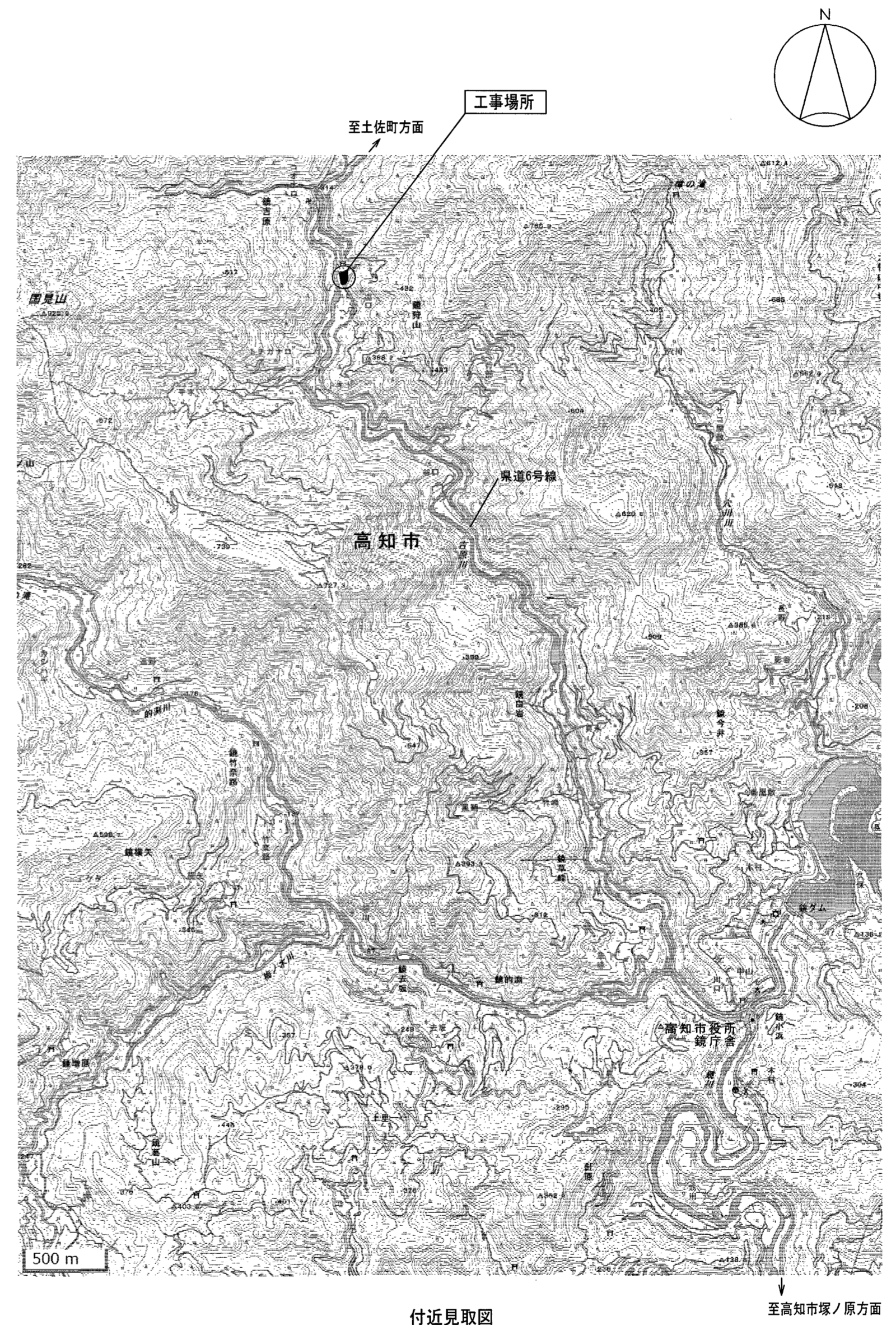
項目	特記事項
一般共通事項	
① 工事実績情報システム(UrINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 <1.1.4>
2 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。
③ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 <1.2.3> また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。
④ 工事写真	工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) <1.2.3> 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国技建管第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。
⑤ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
6 電気保安技術者	適用する <1.3.3>
⑦ 施工条件	施工日及び施工時間 ※ 1.3.5(1)(7)による。 <1.3.5> 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ・ 図示 <1.3.5> その他の施工条件 <1.3.5> ※ 資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
⑧ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の方を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に処置できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・ 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・ 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ○ 監督職員と協議し、適宜配置する。
	配置人員の資格 ・ 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。
	資格要件
	1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A) 人
	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B) 45 人
	なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

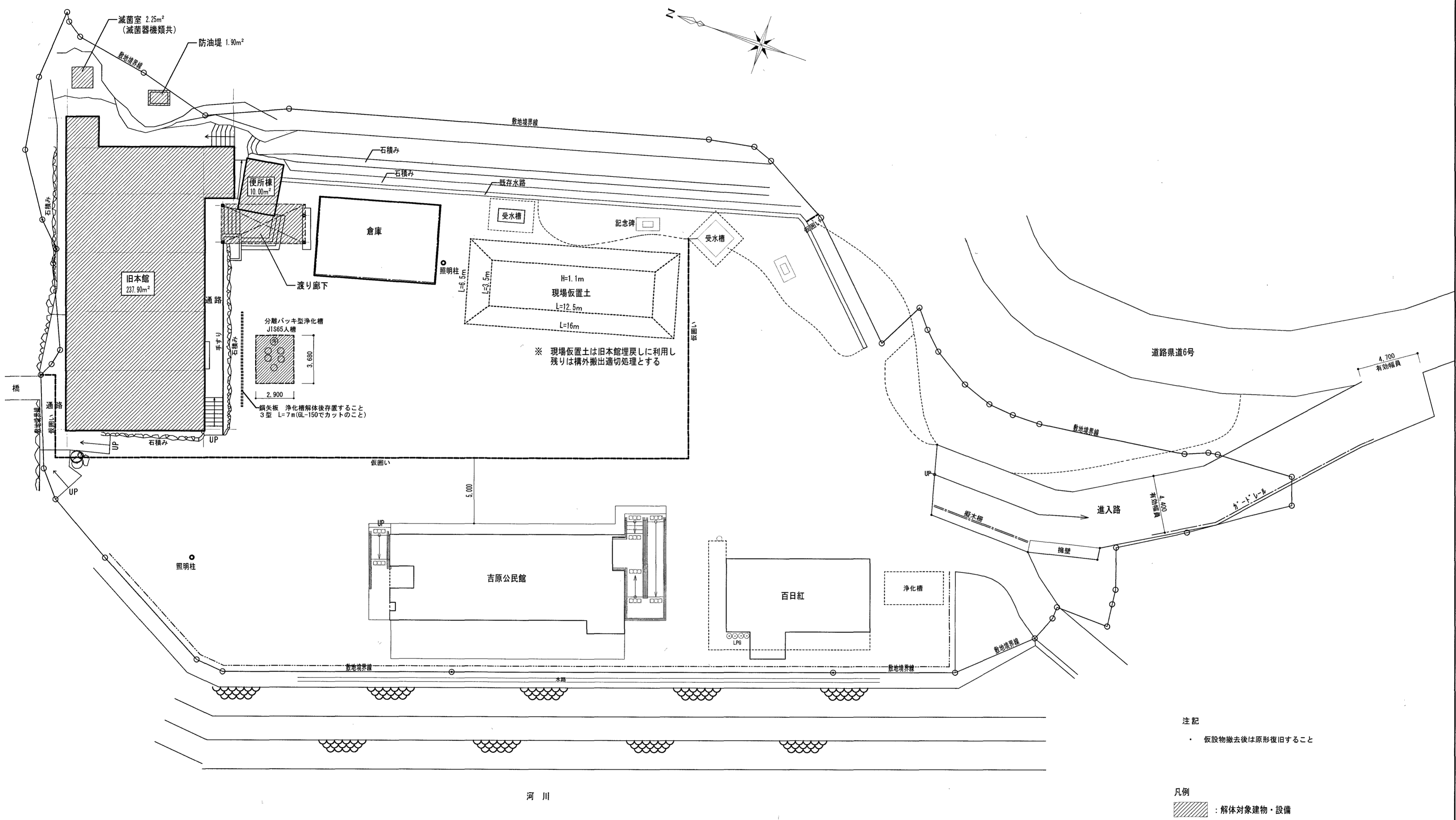
項目	特記事項
⑨ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
10 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。 <1.3.6>
⑪ 発生材の処理	<1.3.10><4.1.4><4.3.1~2> 産業廃棄物の運搬、処分等については、<1.3.10>より適切に処分するものとし、事前に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・ 引き渡しを要するもの <1.3.10><5.4.1> (・ PCB含有物 ・ PCB含有物及び金属類 ※無し)
	種類
	PCBを含む機器類
	・変圧器 ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・コンデンサ ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・蛍光灯器具の安定器 ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・HID灯の安定器 ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・リアクトル ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・コンデンサ用放電コイル ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・その他() ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・PCB含有シーリング材 ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	・金属類 ※保管・処分 ※監督職員の指示する場所
	事前調査範囲 ※改修範囲 ○解体範囲 貸与資料 ※有 (○既存の設計図書) <1.4.1> 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・ 行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。 規模要件に応じて石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)による報告を行うこと (http://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp) 調査報告者は建築物石綿含有建材調査者等とする
⑫ 石綿含有建材の調査	調査範囲 ※ 図示 ・ 解体工事範囲すべて <1.5.2> 調査方法 ※ 目視またはスケール等による計測
13 施工数量調査	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※ 金銭的保証方式 ・ 有 ○ 無 <1.6.2> ※ とび(二級又は足場組立作業主任者) <1.6.2> 当該資格を有することが確認できる書類(運転免許証等)の写しを提出すること。
14 工事の保険	現場説明書による。
⑮ 契約保証	
⑯ 前払金支出割合区分補正	
15 技能士及び技能資格者	
⑰ 事業損失補償	
16 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が不当介入の報告を怠った場合、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
⑲ 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

項目	特記事項
仮設工事	
① 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん対策 ※防音シート ・防音パネル ・養生シート ・図示 <2.2.1> 設置範囲 ※図示
2 騒音測定等	解体作業中はデジタル式の(※騒音計 ※振動計)を設置し、記録すること。また、記録したものを報告書として提出すること。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告すること。 測定点 ※敷地境界() ()か所:詳細な位置は監督職員との協議による ・ 図示 ・ その他()
③ 仮囲い	※ 図示
④ 監督職員事務所	・ 設ける ※設けない <2.3.1>
5 監督職員の備品等	備品等の設置 <2.3.1> 備品の種類 机・椅子 書棚 黒板 PC 掛時計 数 量 組 台 枚 台 個 備品の種類 温度計 ゴム長靴 雨がっぱ 保護帽 懐中電灯 数 量 個 足 着 個 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付風器 数 量 人用 台 個 台 台 備品の種類 掃除具 数 量 個
⑥ 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償 ・ 無償) ※利用できない (・ 山の水を使用できるようにする場合は無償利用可 ※利用できない) 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償 ・ 無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設分電盤への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)~c)に下記d)~e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
⑦ 山留め	山留め工法 山留めの撤去 ※撤去する ○存置する <2.4.3> 抜き跡の処理 ※砂で充填する
解体施工	
① 解体範囲	※ 図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。) ・ その他()
② 解体作業注意事項	a) 解体機器は圧砕機を主体とし、振動・騒音等の発生防止に努める。 b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他の関係法令等によるほか、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。 c) 車両の出入りにおいては、道路を泥等で汚さないように留意すること。また、止むを得ず汚した場合は、速やかに清掃すること。 d) 解体作業中は散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努め、廃材搬出車両には、飛散防止用のシートを被せて運行すること。 e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め、全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。 f) 工事関係車両は、周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。 g) 施設関係者、通行者、近隣等に危害が及ばぬよう、騒音・振動及び工事関係車両の通行等に注意すること。 h) 以上の項目は受注者はもとより下請負者にも、周知徹底させること。
③ 浄化槽・排水槽等の措置	・ 行う(措置: ※下記のとおり・図示) <3.2.1> 浄化槽、排水槽等の汚水及び汚物について、事前に回収、洗浄、消毒等の措置を行い、臭気等の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 ※ 行わない(消毒洗浄済み)
④ オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の措置	※ 行う(措置: ※下記のとおり・図示) <3.2.1> 事前に回収、洗浄等の措置を行い、臭気等の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 ○ 行わない
5 杭の処理	※ 撤去する ・ 存置する <3.9.2> 撤去範囲 ※ 図示 撤去方法 ・ 引抜き工法 ・ 破碎工法 杭の撤去後の処置 ※ 山砂 ・ セメントミルク ・ 流動化処理土
6 さく、照明設備等の附属物の解体	※ 図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。) ・ その他() <3.10.1>
7 樹木等の処理	撤去範囲 ※ 図示 ・ 移植(移植場所:) <3.11.1> 処理方法 ・ 伐採抜根
⑧ 地下埋設物及び埋設配管	撤去範囲 ※ 図示 ・ 敷地境界まで <3.12.1>
⑨ 解体後の整地	※ 解体撤去後は、次により整地すること。 <3.13.1> 埋戻し土(※A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ○場内仮置き土締固めの上真砂土) <3.2.3>
10 その他	・ 電灯等は、別途設備工事で撤去する。 工事現場着手は電気・機械設備工事の切り替え後とする。


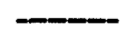
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項									
建設廃棄物の処理	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。 a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jaic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。	石綿含有建材の除去及び処理	1 石綿粉じん濃度測定 ・ 行う・行わない 測定時期 測定場所 測定名称 測定点 ※ 処理作業前 処理作業室内 測定1 ※ 2点 ・ 3点 ・ 施工区画周辺又は敷地境界 測定2 ※ 2点 ・ ※ 処理作業中 処理作業室内 測定3 ※ 2点 ・ ※ セキュリティゾーン入口 測定4 ※ 1点 ・ ※ 集じん、排気装置の排出口 (処理作業室外の場合) 測定5 ※ 1点 ・ ※ 施工区画周辺又は敷地境界 測定6 ※ 4方向 各1点 ※ 処理作業後 (隔離シート撤去前) 処理作業室内 測定7 ※ 2点以上 ・ ・ 施工区画周辺又は敷地境界 測定8 ※ 4方向 各1点 測定方法 ・ JIS K3850-1に基づいた測定(測定4・測定5・測定6・測定7・測定8) ・ 自動測定器による測定(測定4・測定5)	再生資源化等	※ 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 <4.4.1> 建設廃棄物の種類 中間処理施設または再生資源化施設等 ※ コンクリート ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ アスファルトコンクリート ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 木材 ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 金属類 建設廃棄物の種類 中間処理施設または再生資源化施設等 ※ 金属類 ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 塩化ビニル管 ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再生資源製品 建設廃棄物の種類 中間処理施設または再生資源化施設等 ※ 小型二次電池(誘導灯、火災警報等) ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 建設廃棄物の種類 中間処理施設または再生資源化施設等 ※ 浴室ユニット、システムキッチン ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 再生資源化可能処理施設 ・ 建設資材廃棄物の再生資源化 建設廃棄物の種類 中間処理施設または再生資源化施設等 ・ 水銀使用製品 ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 (蛍光灯 HIDランプ) ※ 水銀使用製品産業廃棄物の許可を受けた施設 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 継手 ※ 塩化ビニル管・継手協会の受入拠点施設 ・ ガラス ※ 再生資源化可能処理施設 ・ 指定建設資材廃棄物の削減 ・ 木材 ・ 建設廃棄物を再生資源化し現場で利用 ・ 粒度調整砕石(0~40mm)程度に砕砕したコンクリート塊 再生資源化するもの以外については、遮断型・管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設にて適切に処理すること。 <4.4.3> 環境大臣の認定を受けた事業者の認定書の写し及び本工事で取り交わした覚書等の写しを監督職員に提出する。 <4.4.2> 処理に注意を要する建設廃棄物 <4.5.1> ※ 4.5.1.(ア)及び(イ)による。 4.5.1.(イ)・(b)ひ素・カドミウム含有せこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場にて埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託	2 再資源化等 3 産廃廃棄物広域認定制度 4 処理に注意を要する建設廃棄物	2 石綿含有建材の除去等 3 石綿含有仕上塗材の除去等	除去等 <6.3.2><6.4.2~5><6.5.2> 種類 使用材料 除去工法 区画 除去材の飛散防止 ・ 石綿含有吹付材 ・ ※ 湿潤化の後に除去 <6.3.1> ※ 湿潤化 ・ 石綿含有保温材等 ・ ※ 破壊して除去<6.3.1>~ <6.3.4>による ※ 湿潤化・固形化 ・ ※ 原形のまま手ばらし <6.4.1(イ)> ※ 湿潤化 <6.4.2>~<6.4.4>による ※ 湿潤化 ・ 石綿含有成形板 ○ 大波スレート ※ 原形のまま手ばらし <6.5.2.(イ)> <6.5.3.(イ)> ○ 小波スレート <6.5.2.(イ)>による <6.4.1(イ)>による ○ ケイカル板 ※ 行わない ○ フレキシブルボード ※ 行わない 処分方法 <6.3.3><6.4.3><6.5.3> ※ 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること ・ <6.3.3.(エ)・(b)>による	3 産廃廃棄物広域認定制度 4 処理に注意を要する建設廃棄物	特殊な建設副産物の処理	1 特殊な建設副産物の処理等 施工計画調査 <7.1.3> 特殊な建設副産物の種類 分析調査 (7.1.2.(ア))の特定物質 ・ 冷媒フロン類 ・ 行う ・ 行わない ・ 建材用断熱材フロン ・ 行う ・ 行わない ・ ハロン類 ・ 行う ・ 行わない (7.1.2.(イ))の放射性同位元素 ・ イオン化式感知器 ・ 行う ・ 行わない ・ (7.1.2.(ウ))の六ふっ化硫黄ガス ・ 受変電機器 ・ 行う ・ 行わない ・ (7.1.2.(エ))のPFOS ・ 泡消火設備 ・ 行う ・ 行わない (7.1.2.(オ))の特定化学物質 ・ 行う ・ 行わない 処理等 <7.3.1> 特殊な建設副産物の種類 処理方法 (7.1.2.(ア))の特定物質 ・ 冷媒フロン類 ※ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき登録を受けた回収業者 ・ 建材用断熱材フロン ※ 特定家庭用機器再商品化法による ・ ハロン類 ※ 焼却による破壊処理が可能な処理施設 ※ ハロン消火設備設置業者等 (7.1.2.(イ))の放射性同位元素 ・ イオン化式感知器 ※ 放射性同位元素等規制法その他関連法令に基づき製造業者等 ・ (7.1.2.(ウ))の六ふっ化硫黄ガス ※ 製造業者 ・ 受変電機器 ・ (7.1.2.(エ))のPFOS ※ 廃棄物処理法に基づく処理業者 ・ 泡消火設備 (7.1.2.(オ))の特定化学物質 ※ 特定家庭用機器再商品化法による処理を行った場合は、回収業者が受領したことを示す書類の写しを監督職員に提出すること。	土工事	1 施工計画調査 分析調査またはサンプリング調査 <8.1.2><5.4.1> PCBを含む機器類 分析調査またはサンプリング調査 ・ 変圧器 ・ コンデンサ ・ 蛍光灯、HID灯具の安定器 ・ その他() ・ PCB含有シーリング材 ・ 行う ・ 行わない ・ 廃油 ・ 行う ・ 行わない 廃酸 廃アルカリ ・ 臭化リチウム水溶液 ・ 行う ・ 行わない ・ 電池の電解液 ・ ダイオキシン類 ・ 行う ・ 行わない 2 特別管理産業廃棄物の処理等 ・ PCB含有シーリング材の撤去 ※ 撤去する ・ 撤去しない <5.4.1> 種類 処分、処理方法 処分先 ・ 廃油 ※ 焼却処分 ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ 再生処理 廃酸 廃アルカリ ※ 中和処理または 焼却処分 ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ 臭化リチウム水溶液 焼却処分 ・ 電池の電解液 再生処理 ・ ダイオキシン類の解体方法及び処分方法は、ダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法並びに廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、適切な解体方法及び処理を行うこと。	土工事 1 建設発生土の処理 ※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する) (3.2.5) ・ 構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) ・ 受入れ施設名: ・ 受入れ場所: ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhasseido-hannysutusaki.html)

工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事					
工事場所	高知市鏡狩山95番地					
建物用途	公民館					
解体建物	棟名	構造・規模	床面積(m ²)		最高高さ(m)	
	旧本館	鉄骨造一部木造 平家建	237.90		6.32	
	便所棟	コンクリートブロック造 平家建	10.00		3.60	
	渡り廊下	鉄骨造 平家建	17.36		4.30	
	滅菌室	木造 平家建	2.25		2.60	
工事概要	旧本館	1. 上部躯体及び仕上げ材を全て解体撤去し、基礎、土間コンクリートは残す 2. アンカーボルトはコンクリート天端にて切断のうえ、錆止め塗装を行う 3. 和室部分は撤去後、集会所土間レベルまで現場仮置土にて埋戻しを行う				
	便所棟	1. CB壁、コンクリート腰壁、屋根スラブの解体。ただし、東面・北面のコンクリート腰壁は残す 2. 基礎、土間コンクリートは残す 3. 和便器撤去跡はコンクリートにて、閉塞する 4. 鉄筋はコンクリート天端にて切断のうえ、錆止め塗装を行う				
	渡り廊下	1. 全て解体撤去 2. 基礎は残すこととし、柱脚は基礎天端にて切断し、錆止め塗装及びモルタル詰めを行う				
	滅菌室	1. 全て解体撤去				
	その他外部	1. オイルタンク及び防油堤の解体撤去 2. 調理室と便所間スロープの土間コンクリート解体撤去 3. 浄化槽を解体撤去し、現場仮置土にて埋戻しを行う 4. 埋戻し後残った現場仮置土は処分とする				
	電気設備	1. 電気設備機器類は全て撤去 2. 地中埋設配線、配管類は存置				
	機械設備	1. 機械設備機器類は全て撤去 2. 地中埋設配管類は存置 3. 存置配管の入口部分は、雨水が侵入しないようキャップ等で塞ぐこと				



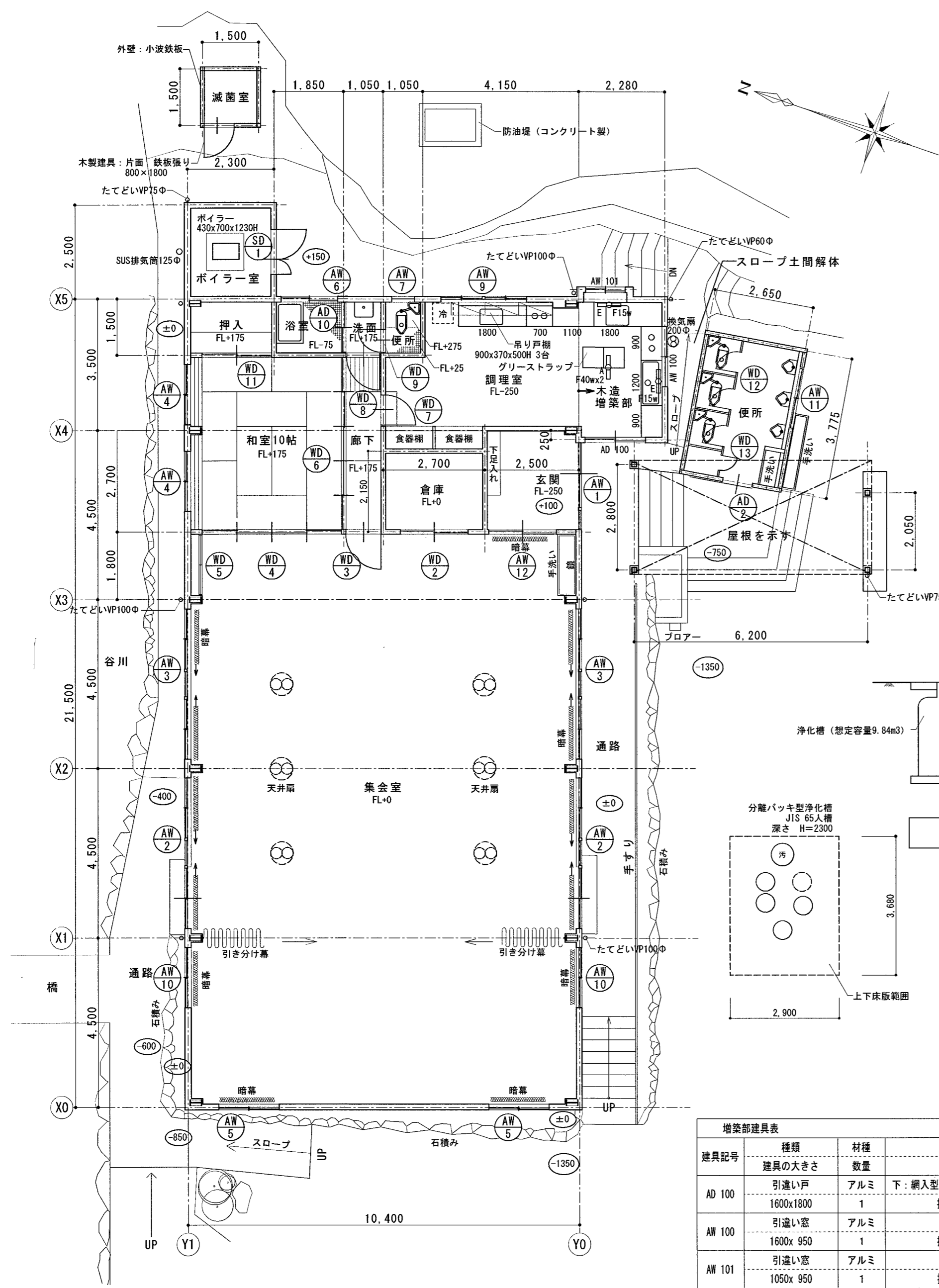


注記
・ 仮設物撤去後は原形復旧すること

凡例
 : 解体対象建物・設備
 : 仮囲い (ガードフェンス H=1800程度)

配置図兼仮設計画図 S=1/200

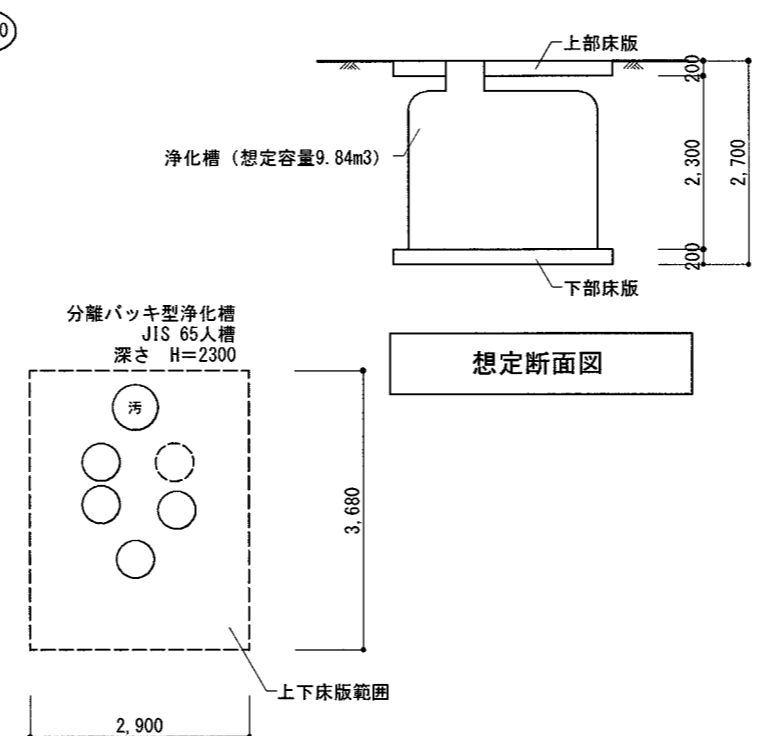
備考	高知市 都市建設部 公共建築課				 株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所2-1-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	A2: 等倍
	係長	課長補佐	課長	担当: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥		吉原公民館旧本館等解体工事	A3: 縮尺71%	
					設計年月日:	縮尺: 1/200	図面名称	図面番号
							配置図兼仮設計画図	A-04



全体平面図 S=1/100

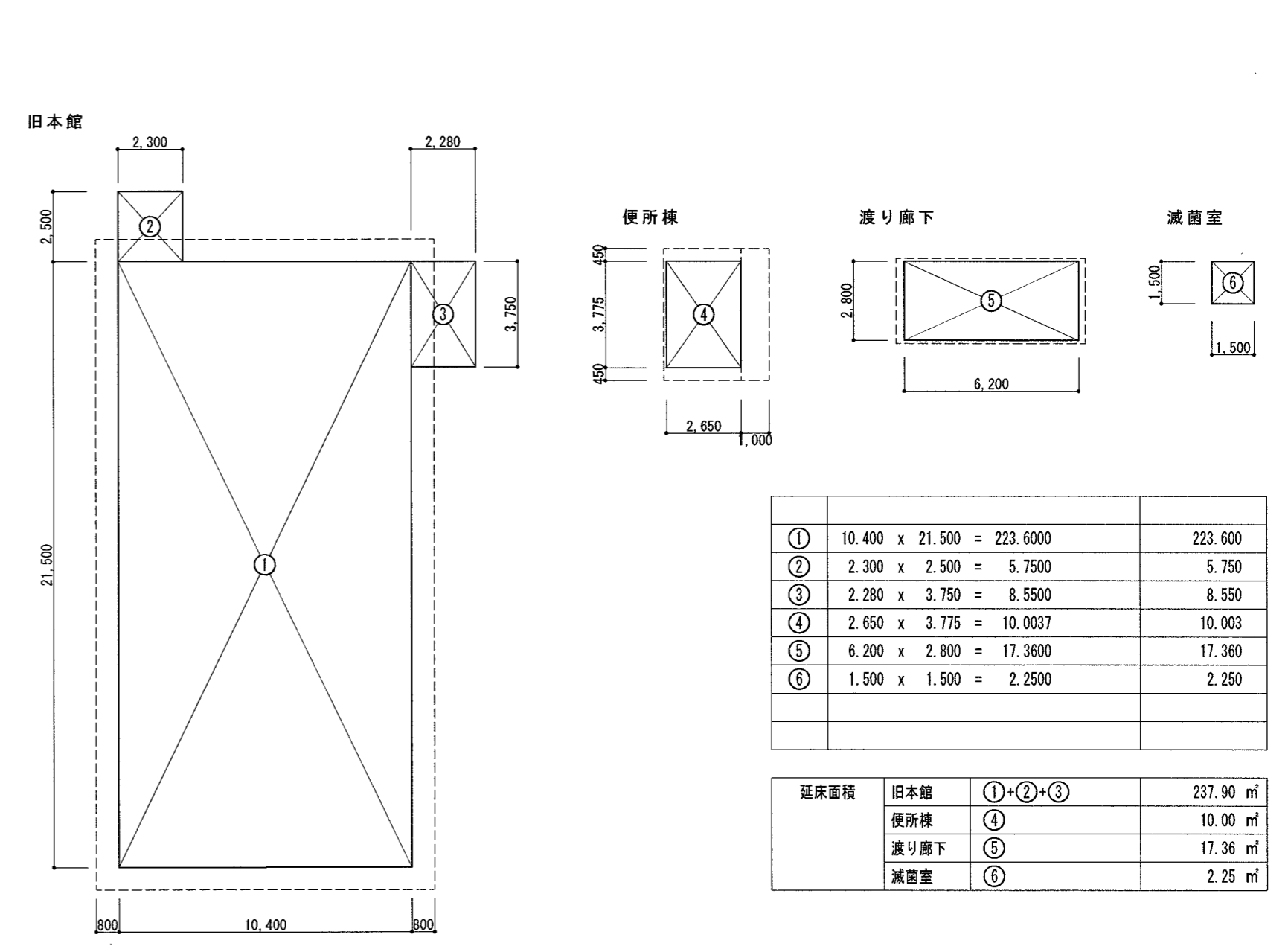
内部仕上表 (既存ままの記載なき限り撤去)

室名	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
旧本館 玄関 (CH=2700)	モルタルコシ押し 既存のまま	モルタル VP 既存のまま		ワゴン孔へニヤ5.5mm OP	吉野シフトン9mm貼	下足箱
集会室	フロアへニヤ12mm貼 (転ばし根太組)	ワゴン100×25 OSCL		シヤへニヤ6mm目透貼 OP 一部フレキシブルボード 6mm貼 VP	ワゴン孔へニヤ5.5mm OP 一部フレキシブルボード 6mm貼 VP	ステンレス流し、鏡
和室10帖 (CH=2600)	タミ敷 一部桧フローリング 15mm貼 WX (東立て床組)	タミ寄		ラスボード下地プラスター塗	吉野シフトン9mm貼	
押入 (CH=2200)	(5)へニヤ9mm貼	四分一		(5)へニヤ5.5mm貼	(5)へニヤ4mm貼	中棚
廊下 (CH=2600)	タミ敷 一部桧フローリング 15mm貼 WX	四分一		ラスボード下地プラスター塗	吉野シフトン9mm貼	
倉庫 (CH=2700)	モルタルコシ押し 既存のまま	ワゴン100×25 OP		(5)へニヤ5.5mm貼	同上	
浴室 (CH=2400)	磁器モザイクタイル貼		100角タイル貼	ケイカル板貼 VP	ハスリフ貼	ホリハス TOTO
洗面 (CH=2400)	桧フローリング15mm貼 WX	桧 H=75		ホリ合板 3mm目透貼	ケイカル板6mm目透貼 VP	洗面器、タイルリング
便所 (CH=2400)	磁器モザイクタイル貼		100角タイル貼 H=450	同上	同上	
調理室 (CH=2700) (増築部 CH=2500)	モルタルコシ押し 既存のまま		100角カータイル貼	ケイカル板6mm目透貼 VP	同上	ステンレス流し、調理台 カスターブル、吊戸棚 クリーストラップ
ボイラー室	土間コンクリートコシ押し 既存のまま			外壁見出し	屋根見出し	温水ホリ 温水循環ホリ 膨張タンク、排気筒
便所棟 (CH=2400)	モルタル塗 既存のまま		100角タイル貼	モルタルコシ押し	シフトン9mm貼	人研流し、フース、鏡
滅菌室	土間コンクリートコシ押し			発泡材 t=5	屋根見出し	濾過装置 2台 (φ400 H=730) 薬液タンク(80L)ホリ付



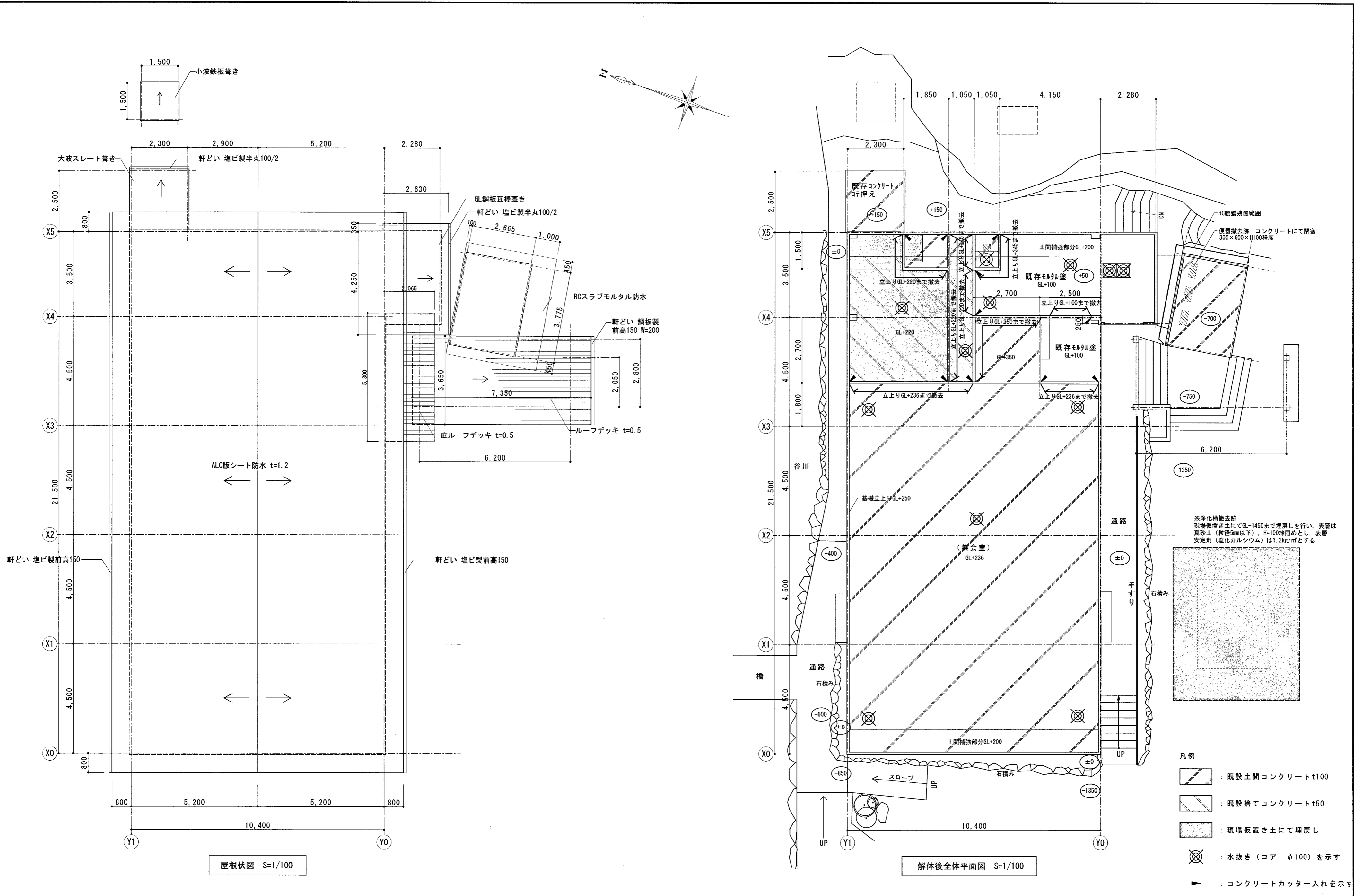
増築部建具表

建具記号	種類	材種	ガラス
AD 100	引違い戸 1600x1800	アルミ	下：網入型 t=6.8 上：型 t=4 指定金物
AW 100	引違い窓 1600x 950	アルミ	型 t=4 指定金物
AW 101	引違い窓 1050x 950	アルミ	型 t=4 指定金物



建物求積図 S=1/200

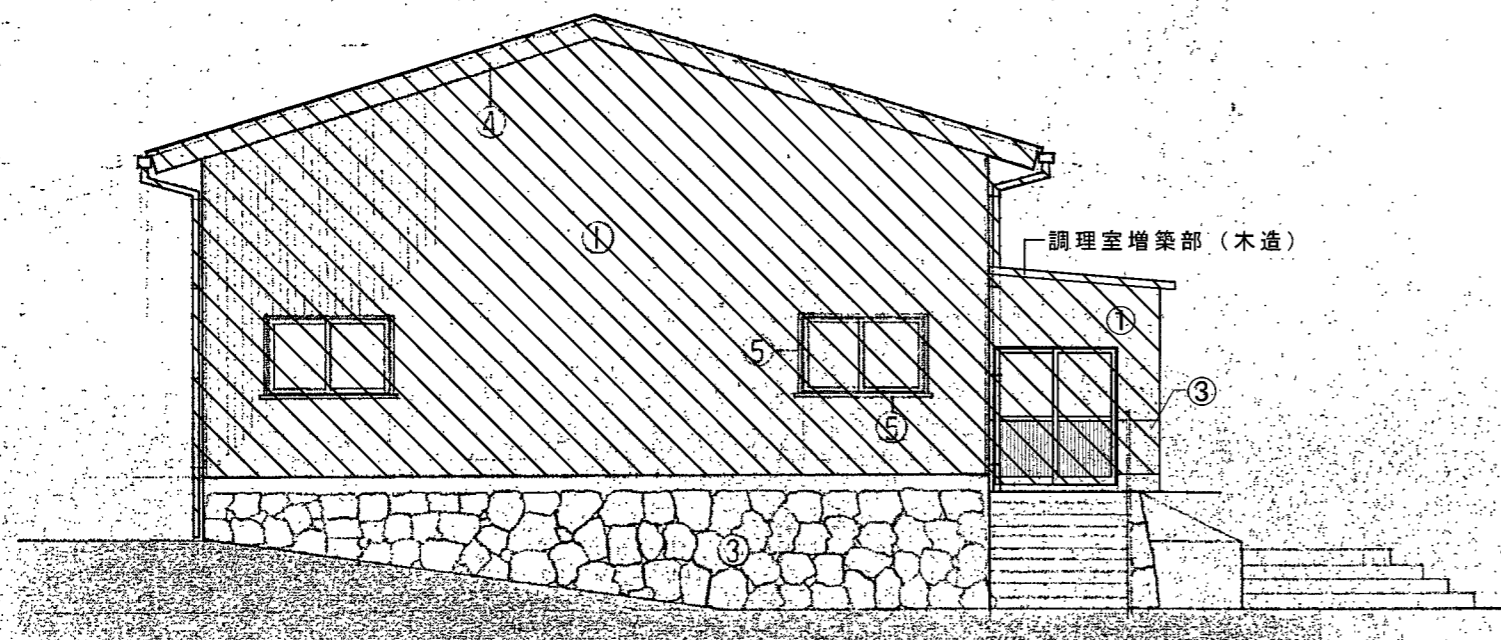
延床面積	旧本館	①+②+③	237.90 m ²
	便所棟	④	10.00 m ²
	渡り廊下	⑤	17.36 m ²
	滅菌室	⑥	2.25 m ²



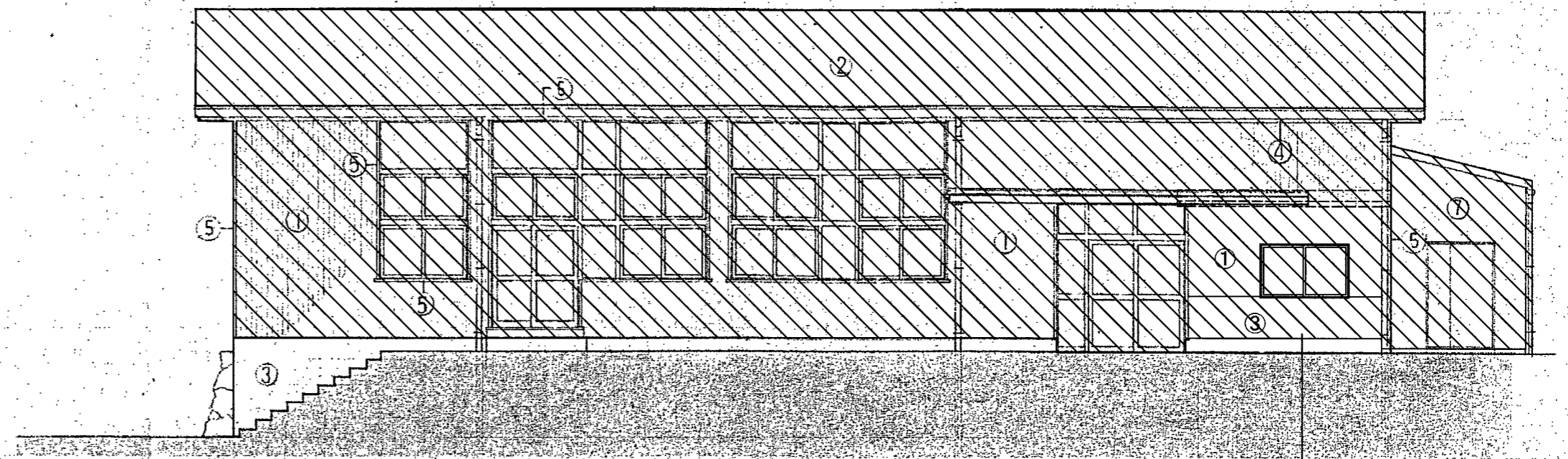
備考	高知市 都市建設部 公共建築課				株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所2-1-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍 A3: 縮尺71%
	係長 課長補佐 課長 					担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称	屋根伏図 解体後全体平面図	図面番号 A-06
					設計年月日:	縮尺: 1/100			

外部仕上表

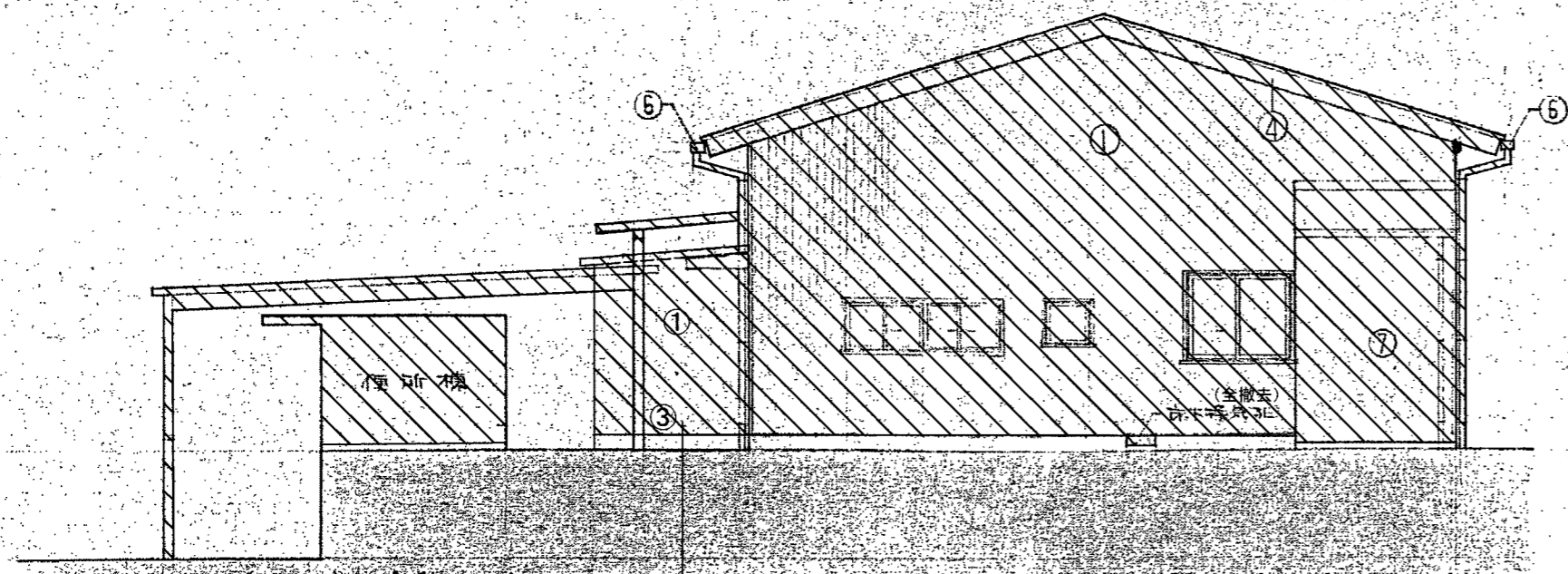
①	角波カラー鉄板 @ 0.4 吹貼
②	シート防水 @ 1.0 吹貼
③	モルタル塗
④	米松 O.P
⑤	カラー鉄板 @ 0.4 吹貼
⑥	金コイスイ @ 1.5 吹貼
⑦	小波スレート貼



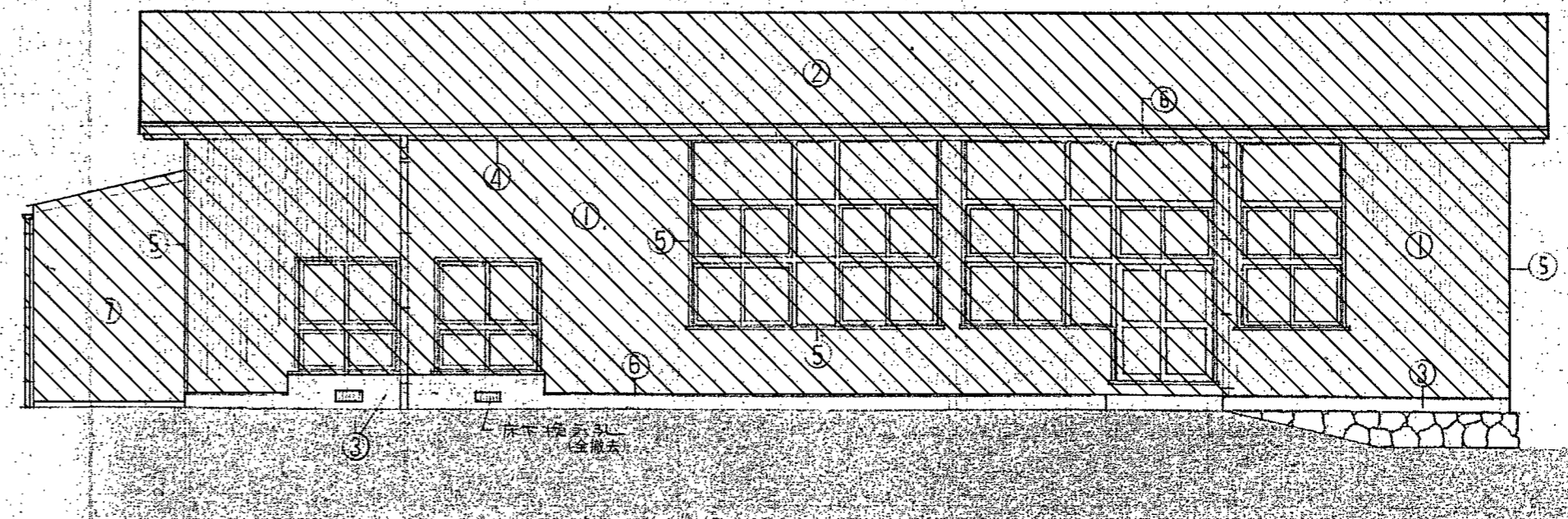
西面立面图



南面立面图



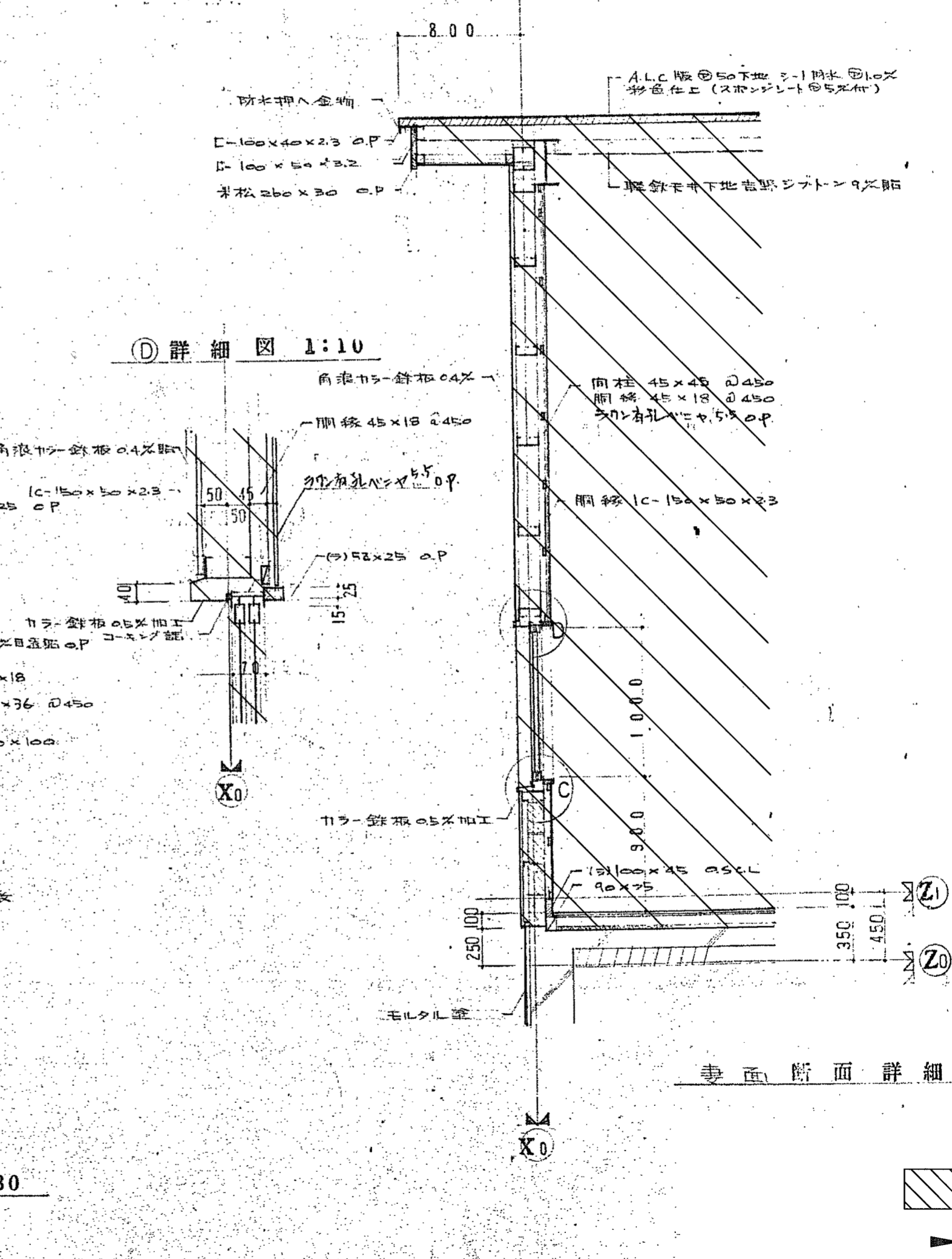
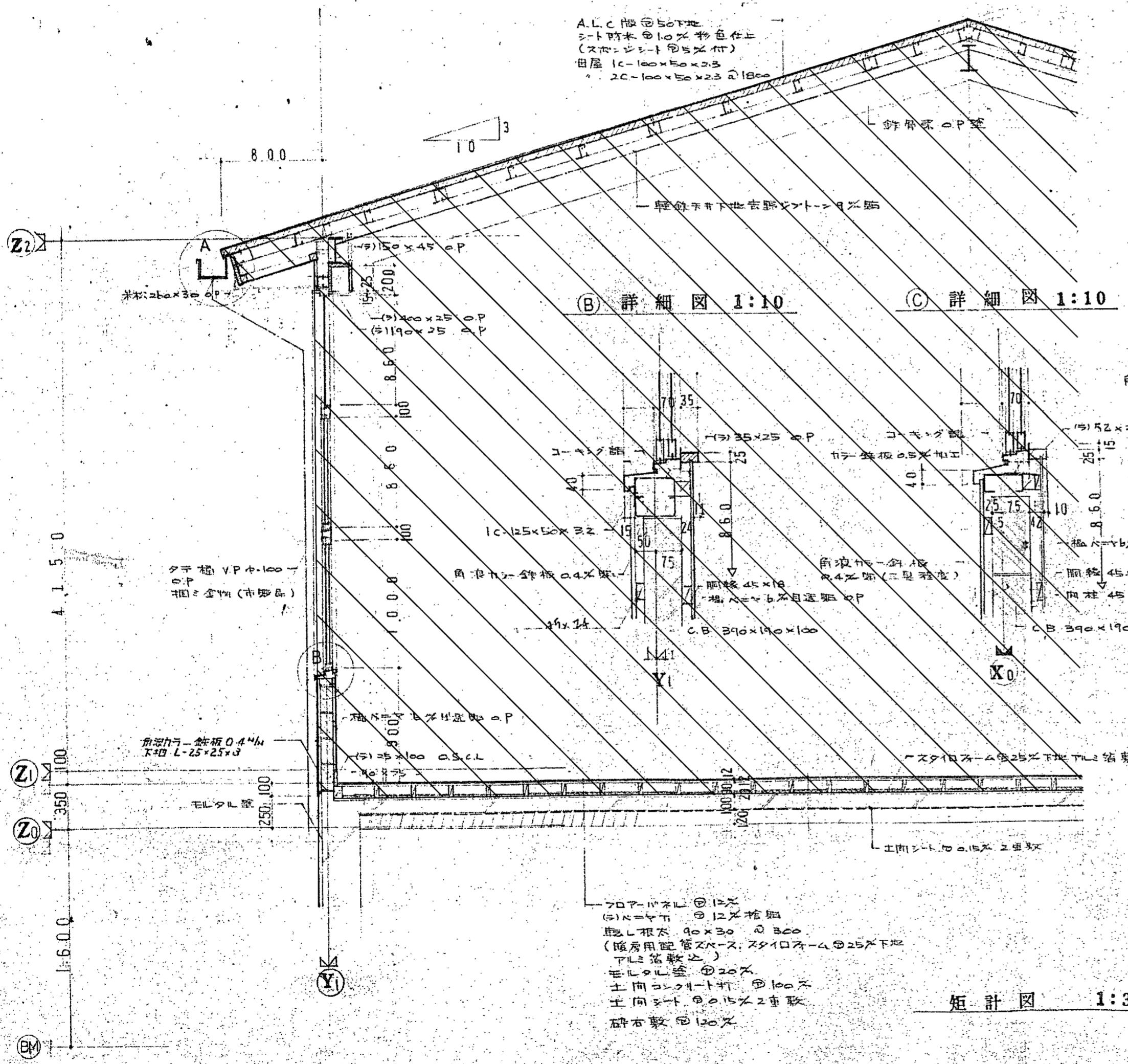
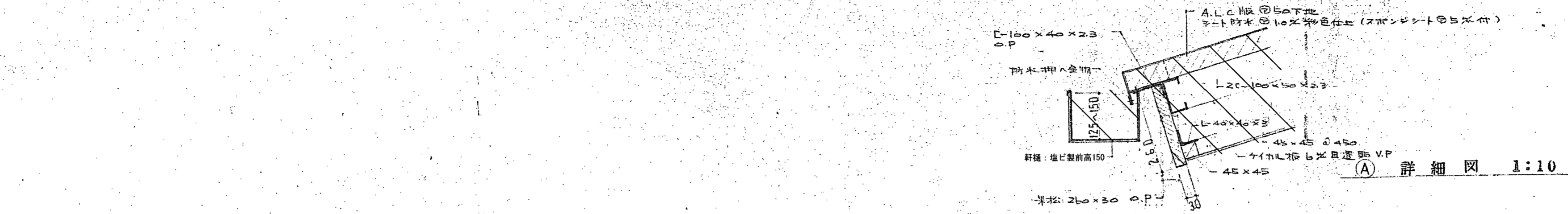
東面立面图



北面立面图

撤去範囲

備考	高知市 都市建設部 公共建築課				株式会社 建築企画	管理建築士：1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥		工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2:等倍 A3:縮尺71%
	係	係長	課長補佐	課長		担当	者	1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称	旧本館 立面图
	相見	澤田	濱口	松本	西村	1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所町2-1-3 TEL: 098-831-3459 FAX: 098-831-3469		設計年月日:	縮尺: 1/100	

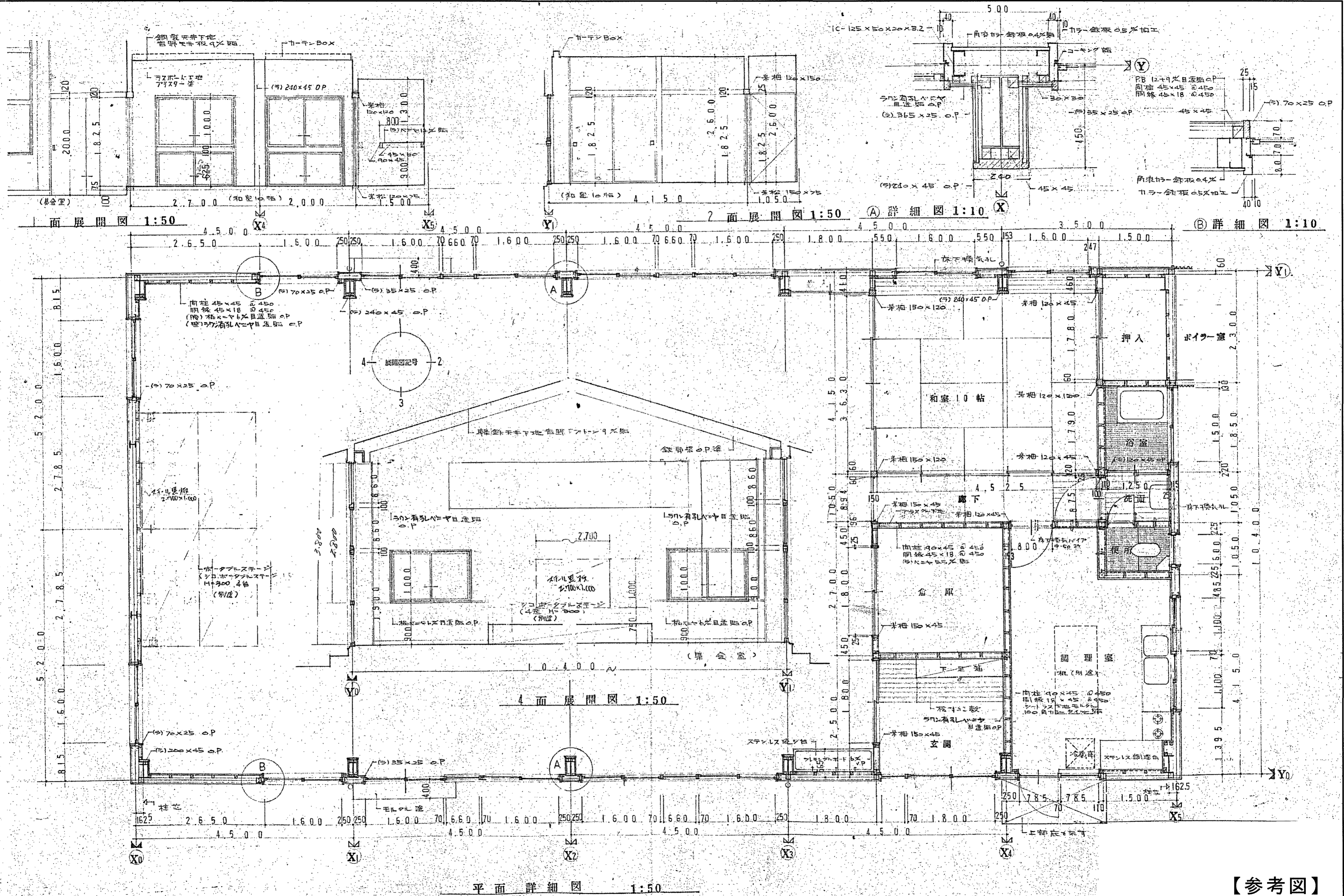


矩計図 1:30

70アール①12
 ①x④x④ ①12x捨廻
 龍し根太 90x30 φ200
 (暖房用配管2x2、スライダ①25x下地
 止り迄敷止)
 垂し丸線φ20x
 土間コンクリートφ100x
 土間シートφ15x2垂敷
 碎石敷φ120x

撤去範囲
 カッター入れ

備考	高知市都市建設部 公共建築課	株式会社 建築企画	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金寿	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍
	係 係長 課長補佐 課長		担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金寿	図面名称		A3: 縮尺71%
	田中 裕司		設計年月日:	縮尺: 1/10, 1/30	旧本館 矩計図	図面番号
	松本 隆夫					A-08



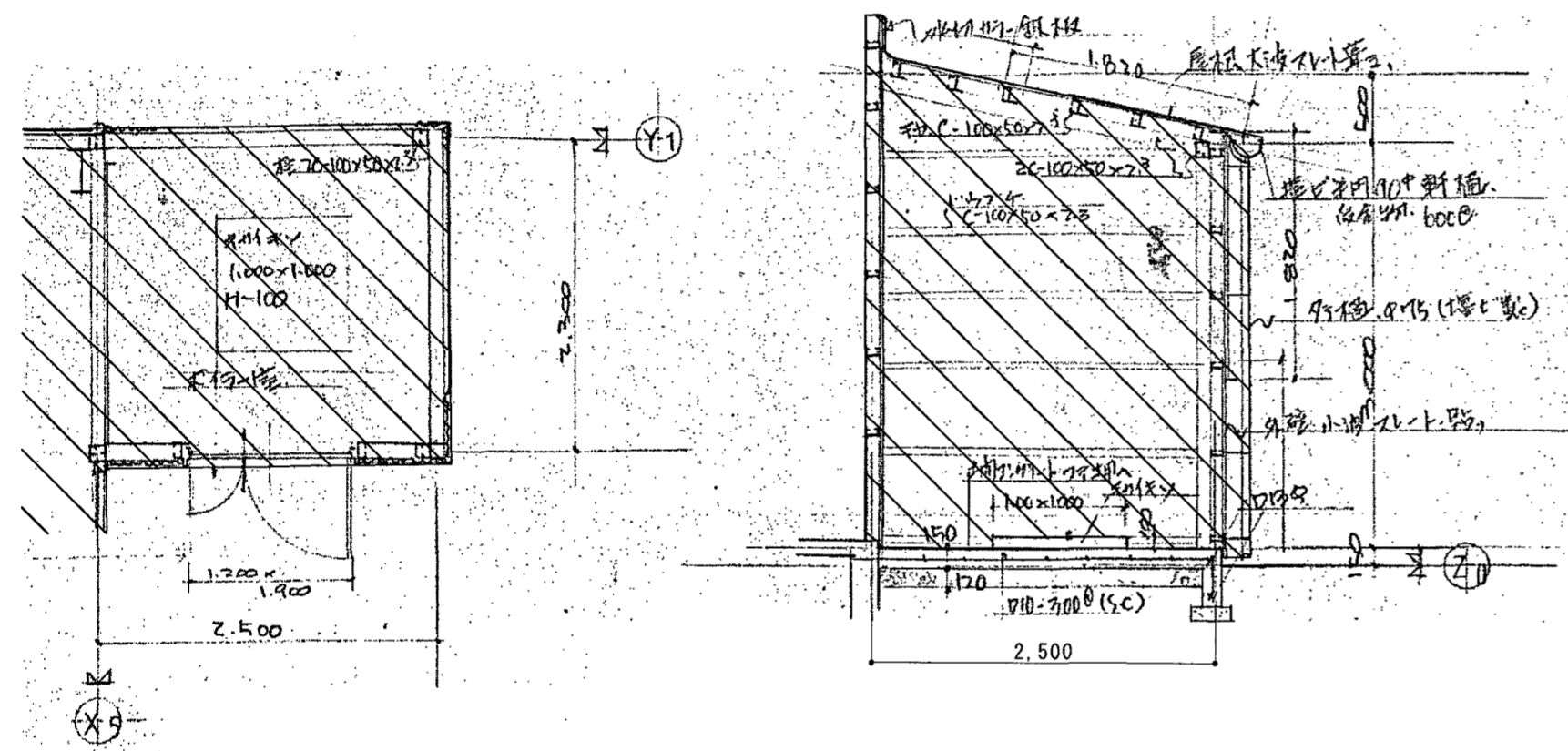
備考	高知市 都市建設部 公共建築課 係長 課長補佐 課長	株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所2-1-3 TEL. 089-831-3459 FAX. 089-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称 吉原公民館旧本館等解体工事	A2:等倍 A3:縮尺71%
			担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称 旧本館 平面詳細図 【参考図】	図面番号 A-09
			設計年月日:	縮尺: 1/50	

Main table with columns for material type, quantity, dimensions, and drawings. Rows include items like 'AW 1', 'AW 2', 'AW 3', etc., with associated drawings and notes.

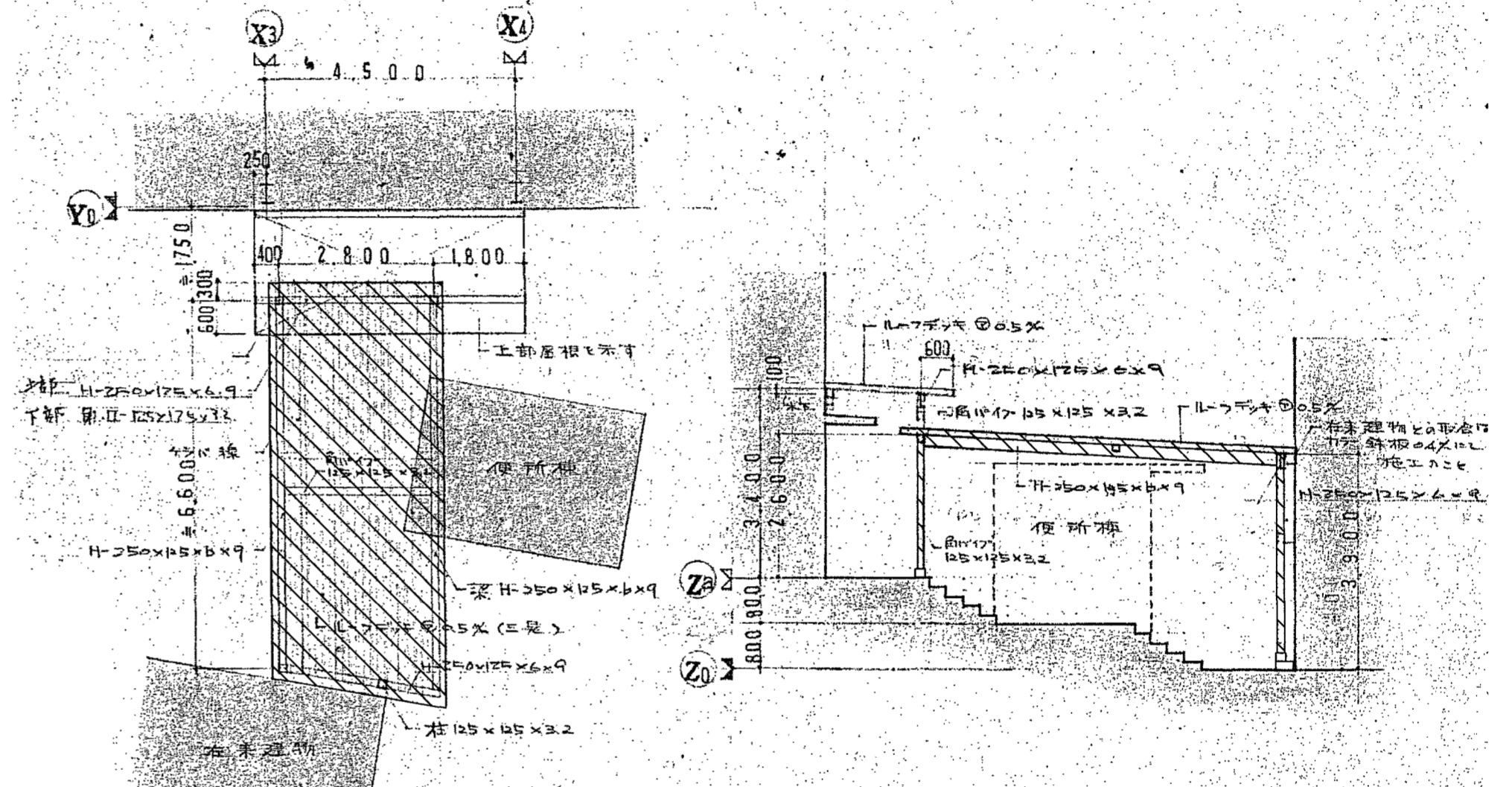
特記仕様
A. 建具寸法は概略寸法を示すモノで製作ニ先立テ現寸法加工図ヲ作成提出ノ上係員ノ承認ヲ受製作スル事
B. 鋼製建具及ヒ枠ハ全テボンダライジング処理ヲ施ス事
C. 製具・金物ハ全テ見本品提出ノ上決定スル

指定メーカー
高知市 都市建設部 公共建築課
係 係長 課長補佐 課長

Header information including company logo '株式会社 建築企画', project name '吉原公民館旧本館解体工事', and drawing title '旧本館 建具リスト 【参考図】'. Includes a table for reference drawings and a scale of 1/100.



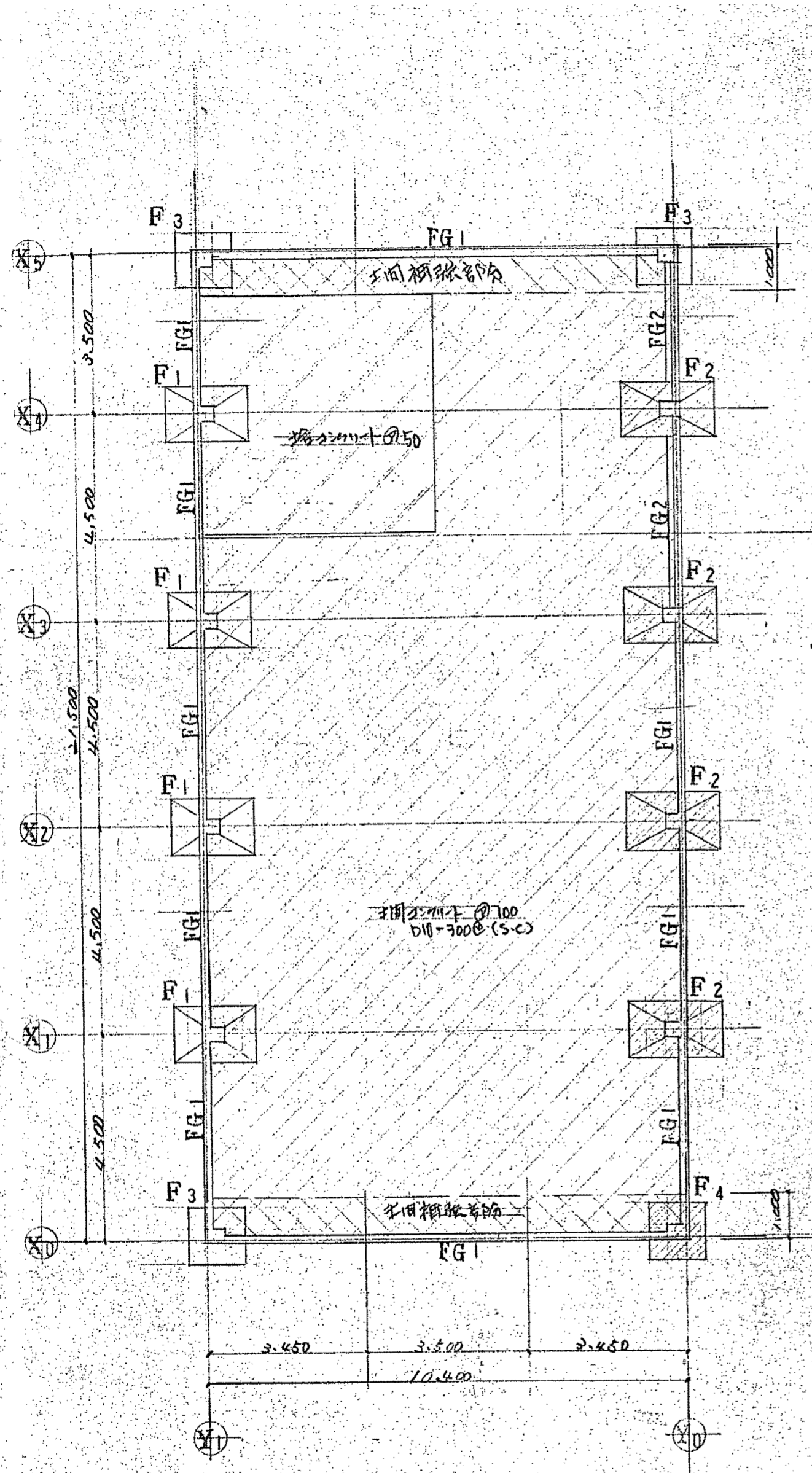
ボイラー室 詳細図 S=1/50 ※土間, 機械基礎存置



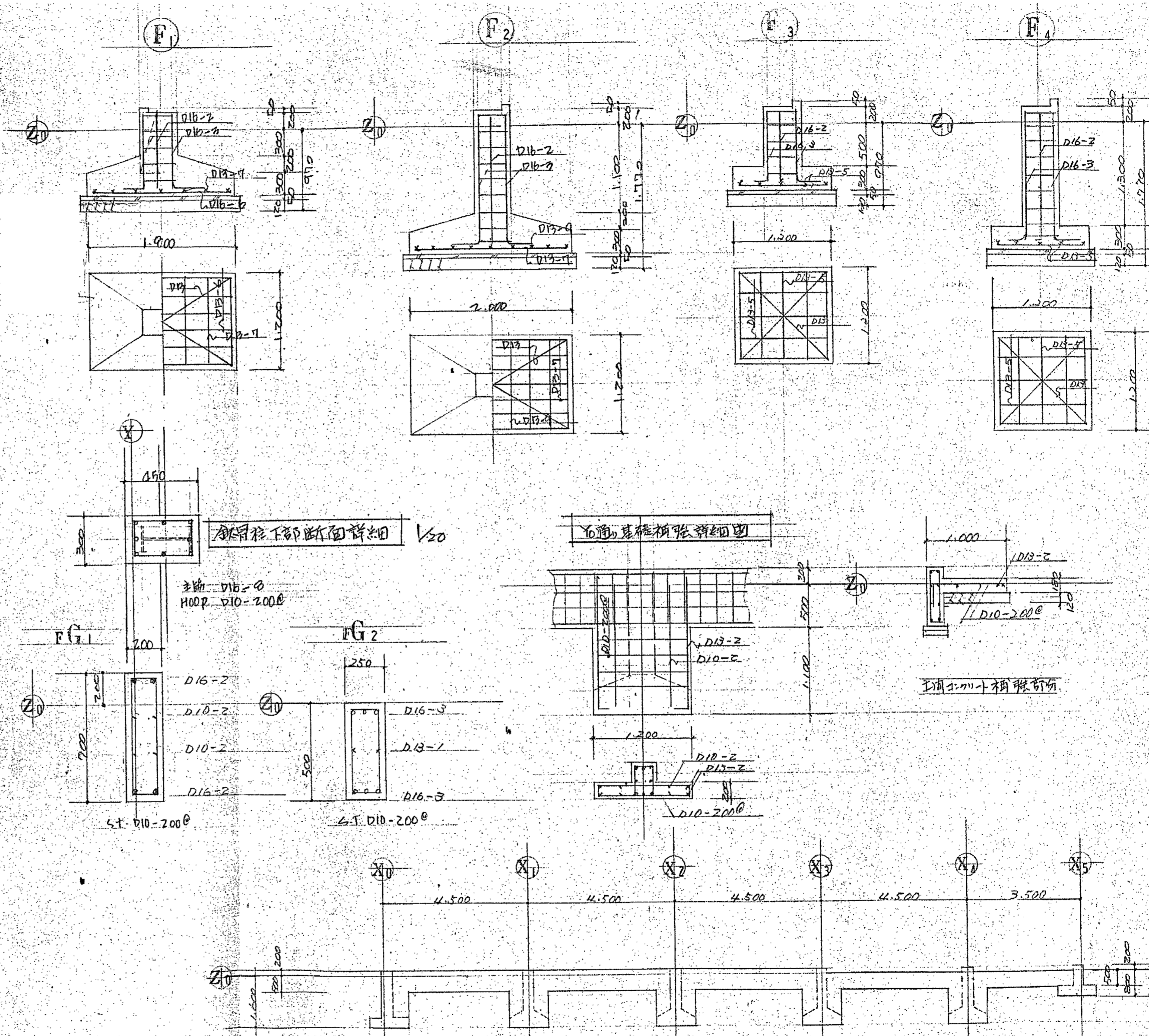
渡り廊下 詳細図 S=1/100 ※基礎存置

: 撤去範囲

備考	高知市 都市建設部 公共建築課				株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所町2-1-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍 A3: 縮尺71%
	係	係長	課長補佐	課長		担当 者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称	ボイラー室・渡り廊下 詳細図	図面番号
					設計年月日:	縮尺: 1/50, 1/100			

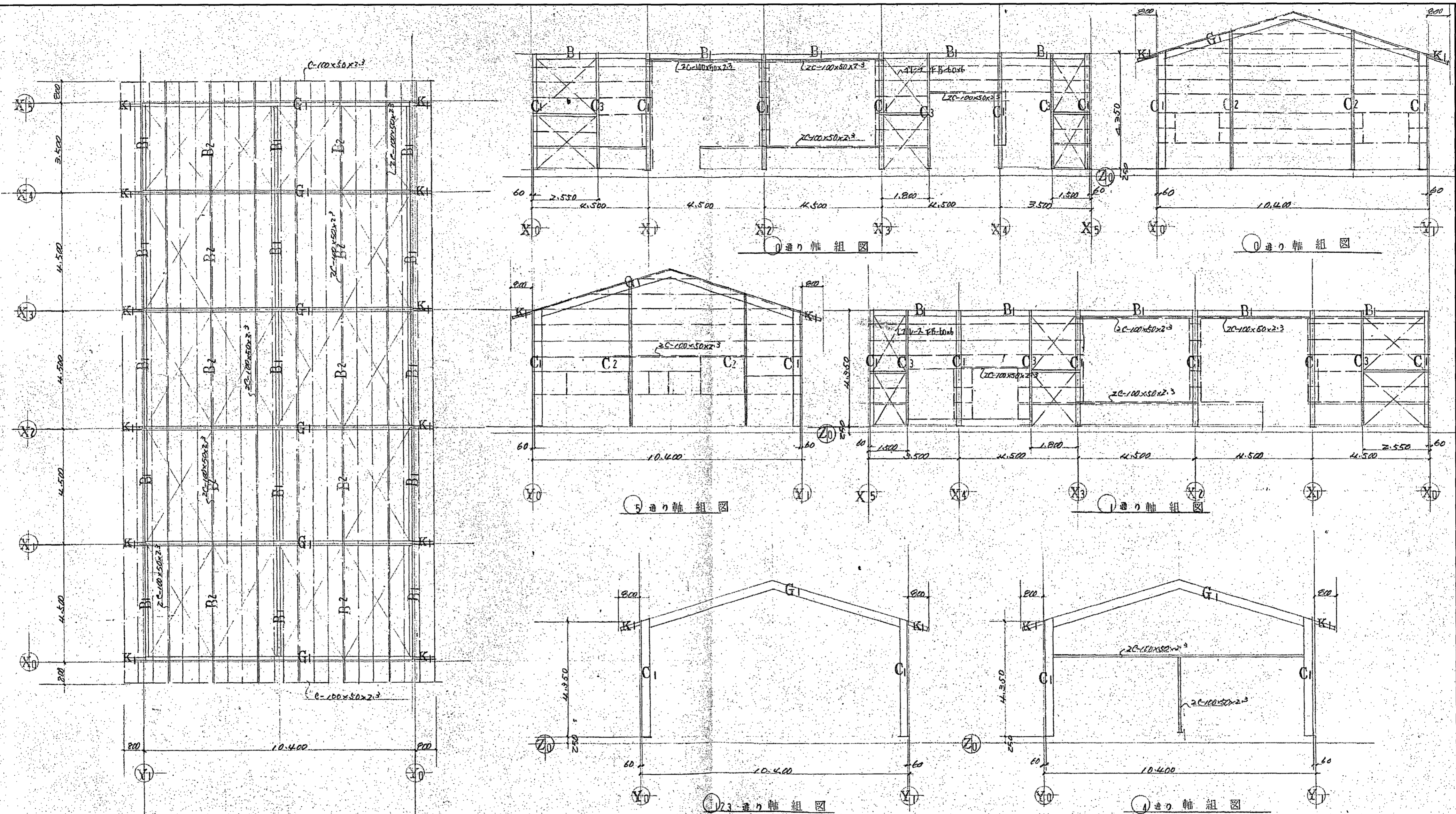


基礎伏図



【参考図】

備考	高知市 都市建設部 公共建築課			株式会社 建築企画	管理建築士：1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥		工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍 A3: 縮尺71% 図面番号 B-01
	係長	課長補佐	課長		1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所21-3 TEL: 098-831-3459 FAX: 098-831-3469	担当	1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥		
					設計年月日:	縮尺: 1/40, 1/100			



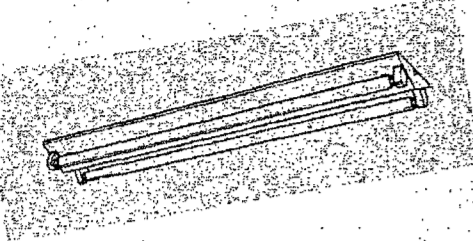
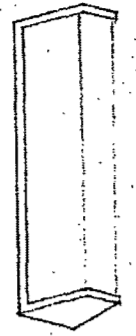
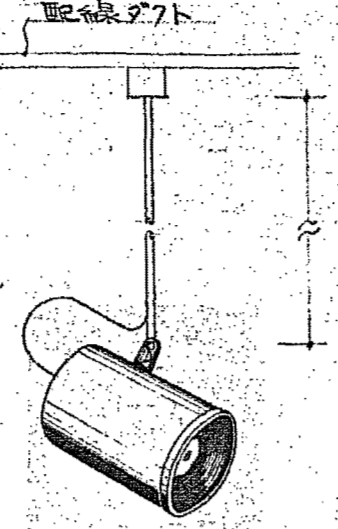
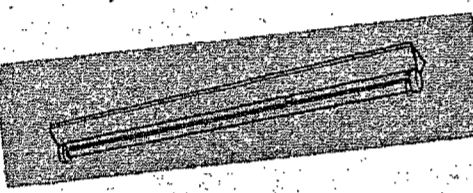

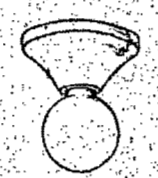
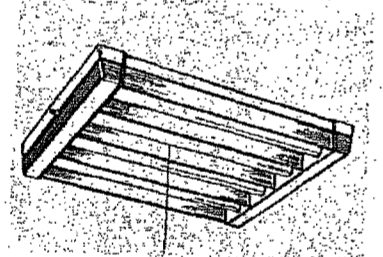
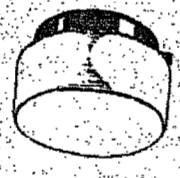
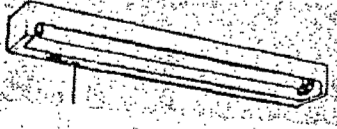
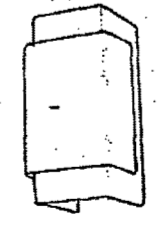
小屋伏図

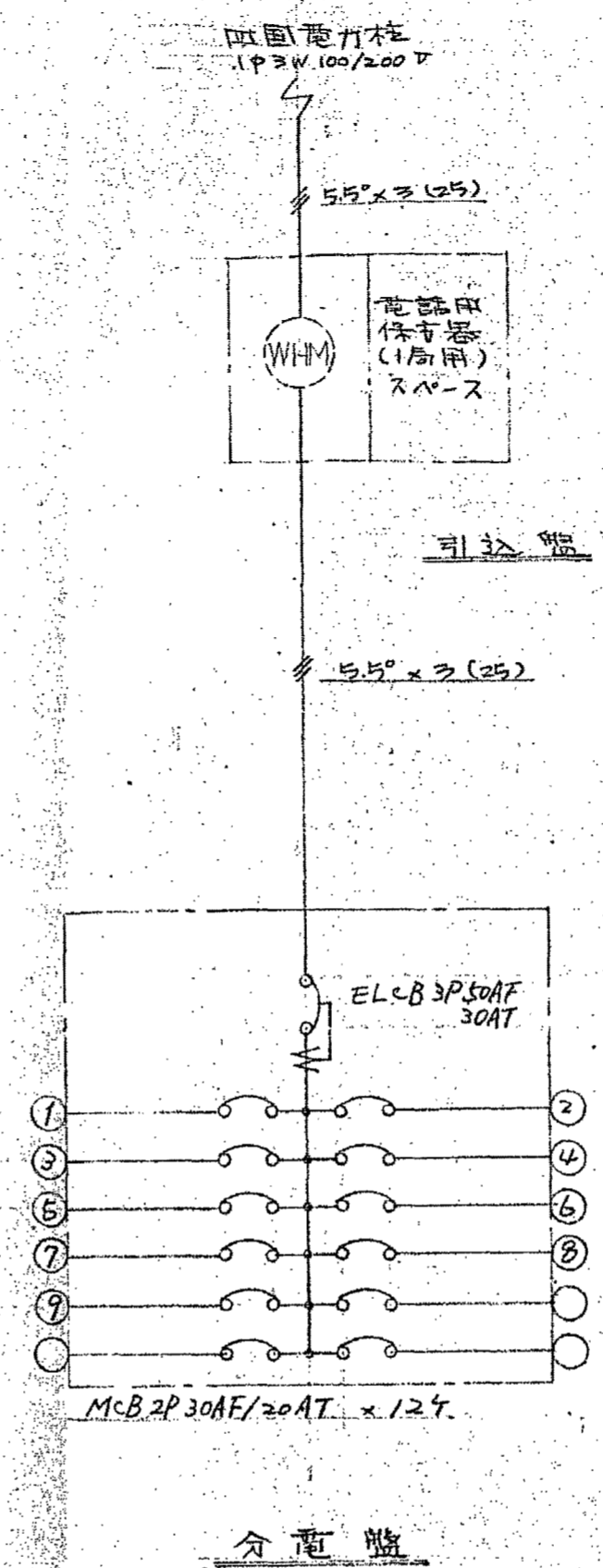
断面リスト

C 1	H-300 × 150 × 65 × 9
C 2	H-100 × 100 × 6 × 8
C 3	ZC100 × 50 × 32
G 1	H-300 × 150 × 65 × 9
B 1	H-200 × 100 × 55 × 8
B 2	ZC-100 × 50 × 23
K 1	ZC-100 × 50 × 23

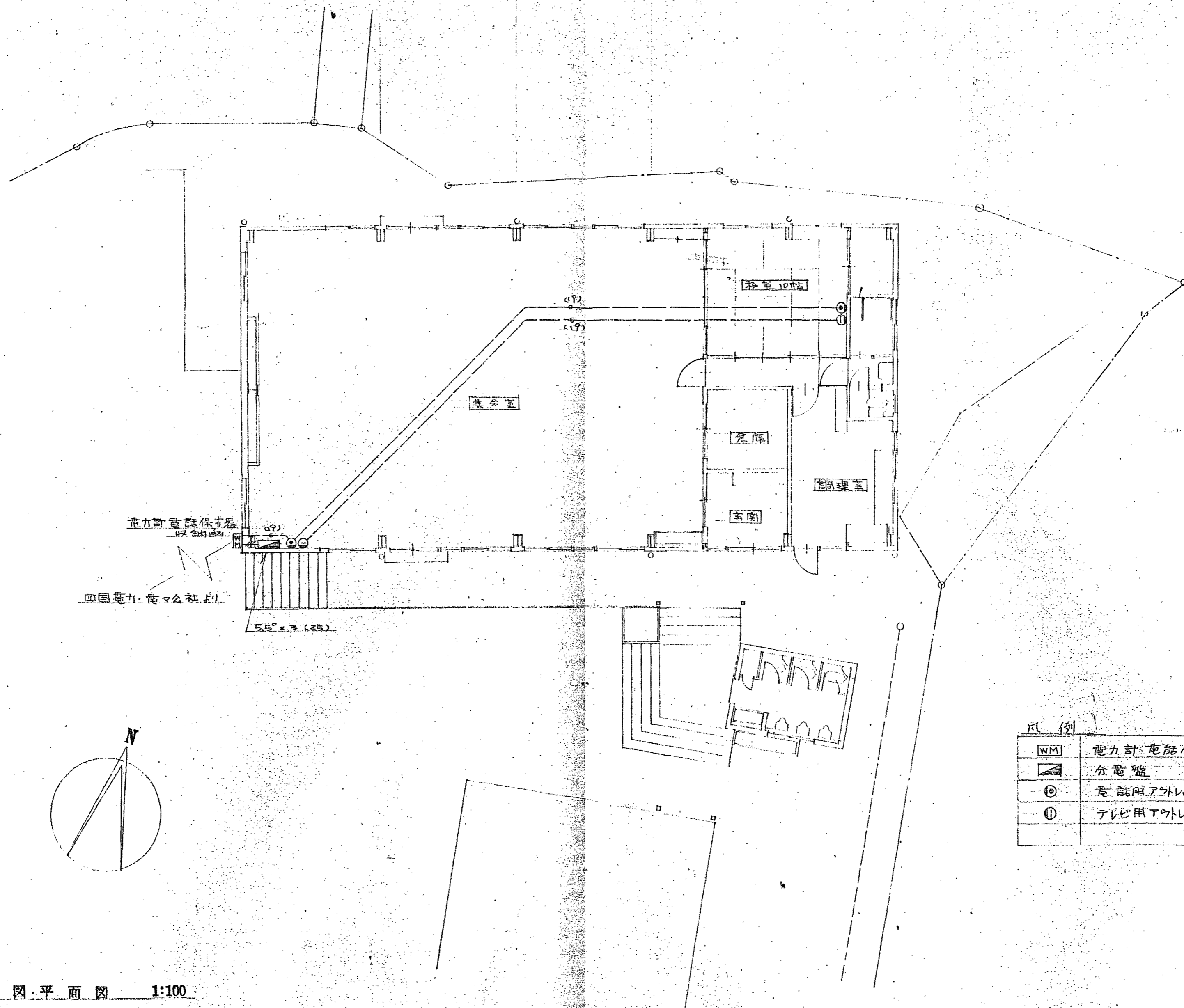
母屋 特記無き用材は全て
C-100×50×23
トウトウ 特記無きトウトウは全て
C-100×50×23
トリス (根元側) D16-R6 (11479) パンチル
(壁面) F.B. 60×60

【参考図】

A F40W Z 	F F20W wp 	J L150W V1E-4球 
B F40W C F40W ステンレス 	G L60W 	K L60W 
D F20W4 下面開放 7Vスイッチ付 	H L60W 防湿型 	
E F15W 流し元灯 7Vスイッチ付 	I L40W 	



【参考図】



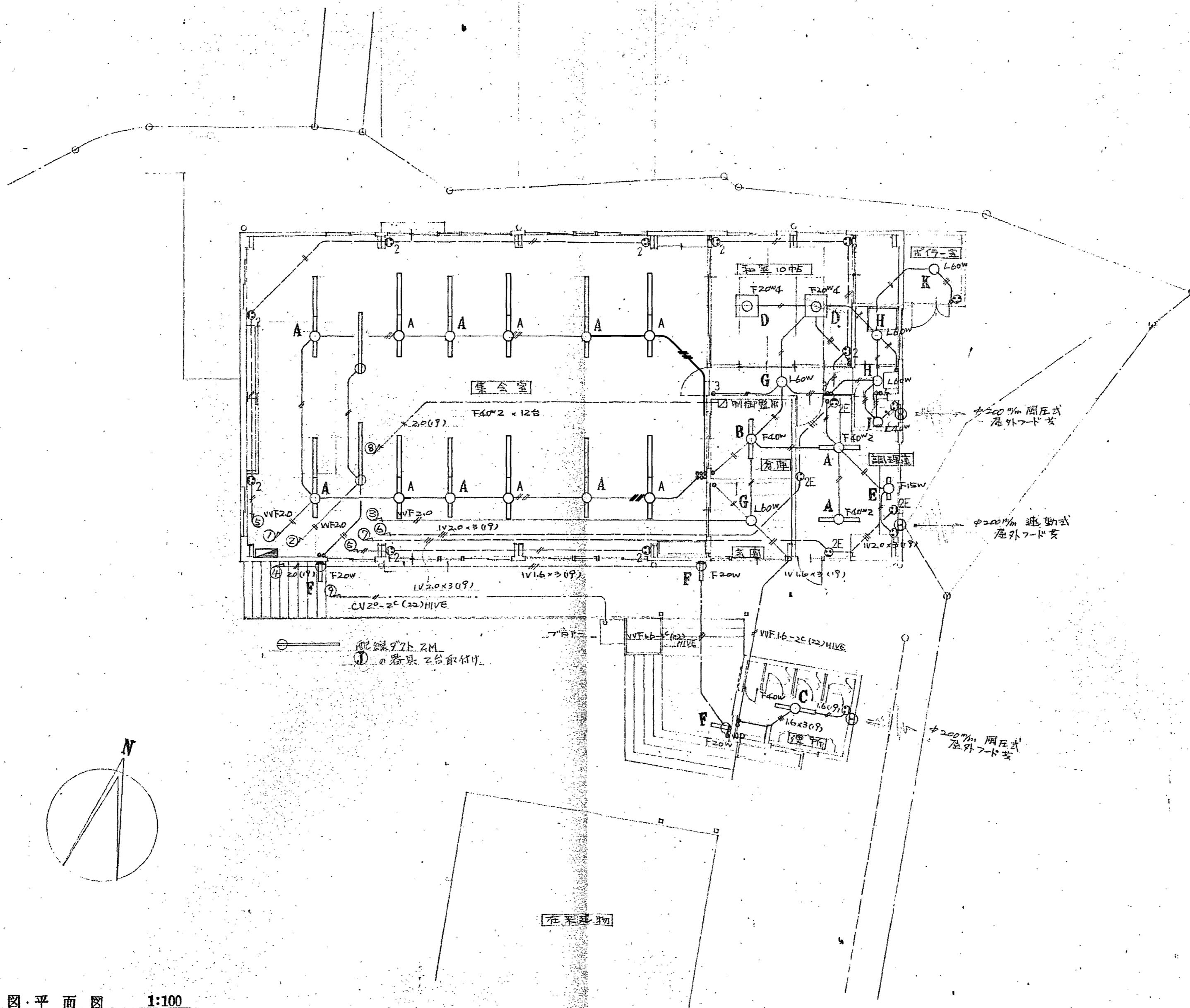
凡例

WM	電力計・電話検定器(1回用)収納箱
分電盤	分電盤
⓪	電話用アウレット 新金属メソアプレート
①	テレビ用アウレット 新金属メソアプレート

配置図・平面図 1:100

【参考図】

備考	高知市 都市建設部 公共建築課	株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-9002 高知県高知市役所2-1-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	A2: 等倍
	係 係長 課長補佐 課長		担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	吉原公民館旧本館等解体工事	A3: 縮尺71%
			設計年月日:	図面名称	図面番号
			縮尺: 1:100	幹線・電話・TV設備図 【参考図】	C-02

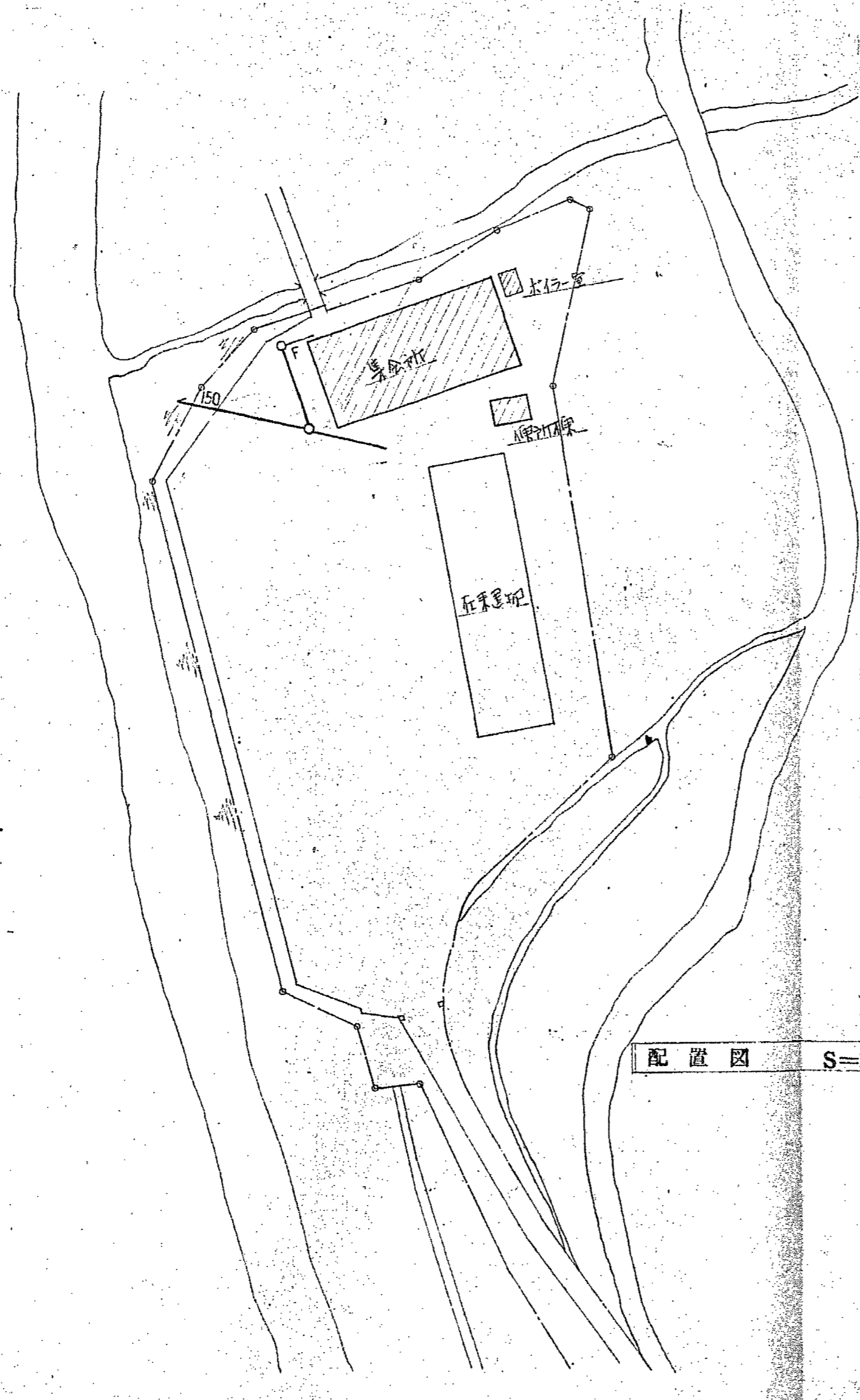
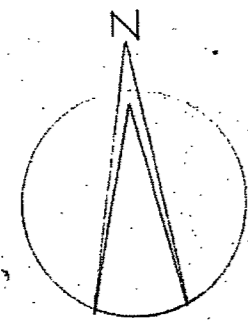


配置図・平面図 1:100

注) 配線回路に付いた特記有るものは下記とす。
 // VV16φ-2C
 // VV16φ-3C
 // WF16φ-2C x 2
 // WF16φ-2C, 16φ-3C
 尚且此以外は断り電線管を保護する事
 特記有るコンセント回路は全2.0V x 2 (19) とす。

【参考図】

備考	高知市 都市建設部 公共建築課	株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所21-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍
	係 係長 課長補佐 課長		担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称		電灯コンセント設備図 【参考図】
			設計年月日:	縮尺: 1:100		図面番号 C-03



配置図 S=1:500

集排水樹表 (型排水口設置標準図に準ず)

No	内径 口径	H (管径)	7	3
A	450 x 450	400	2.211-1	1
B	"	440	"	1
C	"	480	"	"
D	"	530	"	"
E	"	590	"	"
F	"	670	"	"
H	450 x 450	350	"	"
J	"	450	"	"
K	"	650	"	"
L	"	700	"	"

雨水排水樹表 (型排水口設置標準図に準ず)

No	内径 口径	H (管径)	
W	450 x 450	600	MHB-S 450
X	"	660	"
Y	600 x 600	770	"
Z	450 x 450	450	"

【参考図】

浴室
浴槽 (埋込型)
水栓 T30AR-13
1

洗面
洗面器 L-220D
1

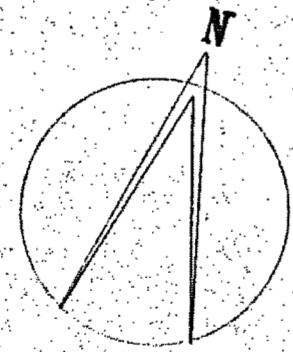
便所
兼用便器 C-375AV
(L-670)
1

調理室
水栓 T131A-13
2
シンク排水器
(元栓付)
1
双口排水
1

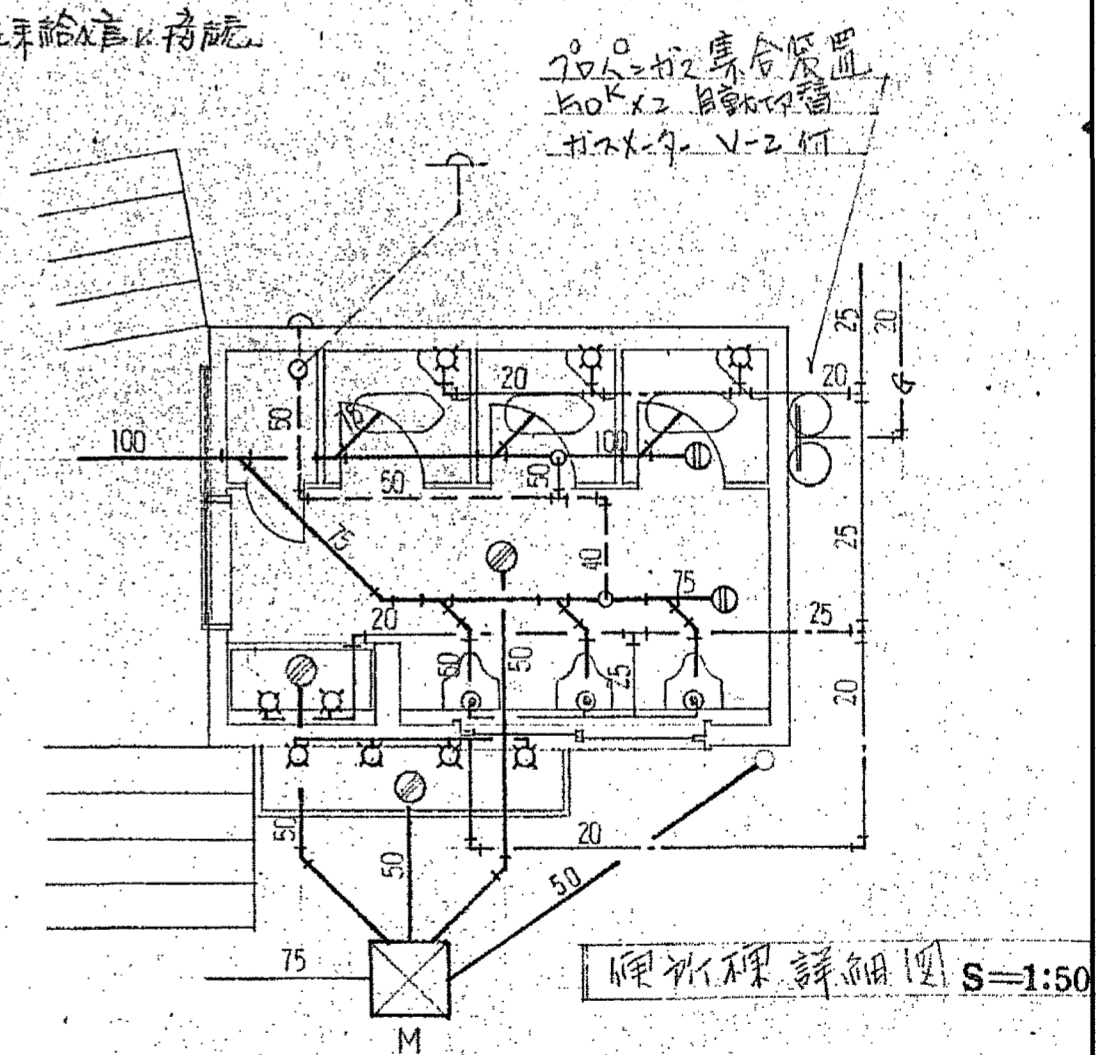
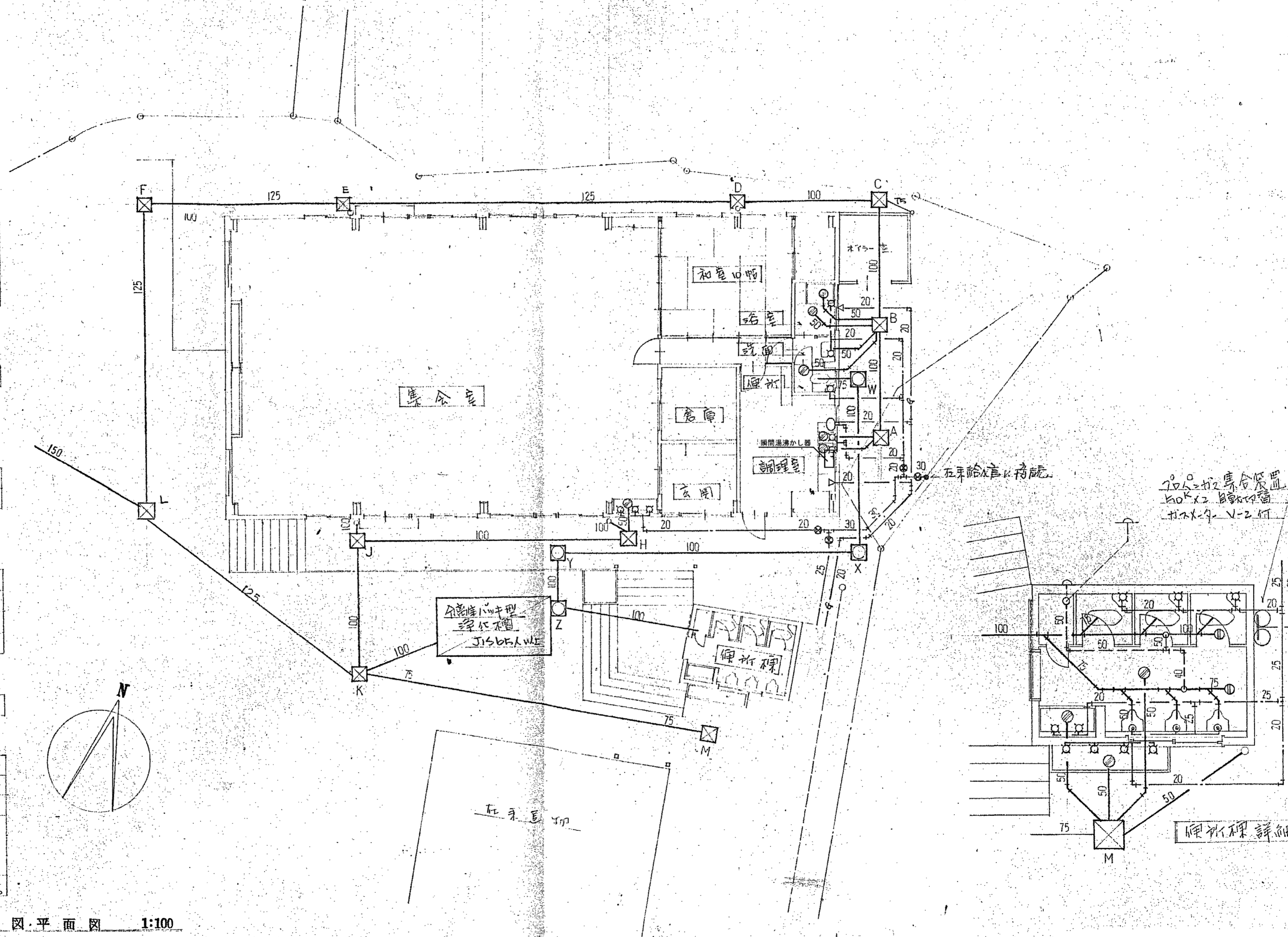
集会室
水栓 T200-13
3

便所棟
大便器 C-375V
(L-570)
3
小便器 U-307
3

水栓 T300-13
6

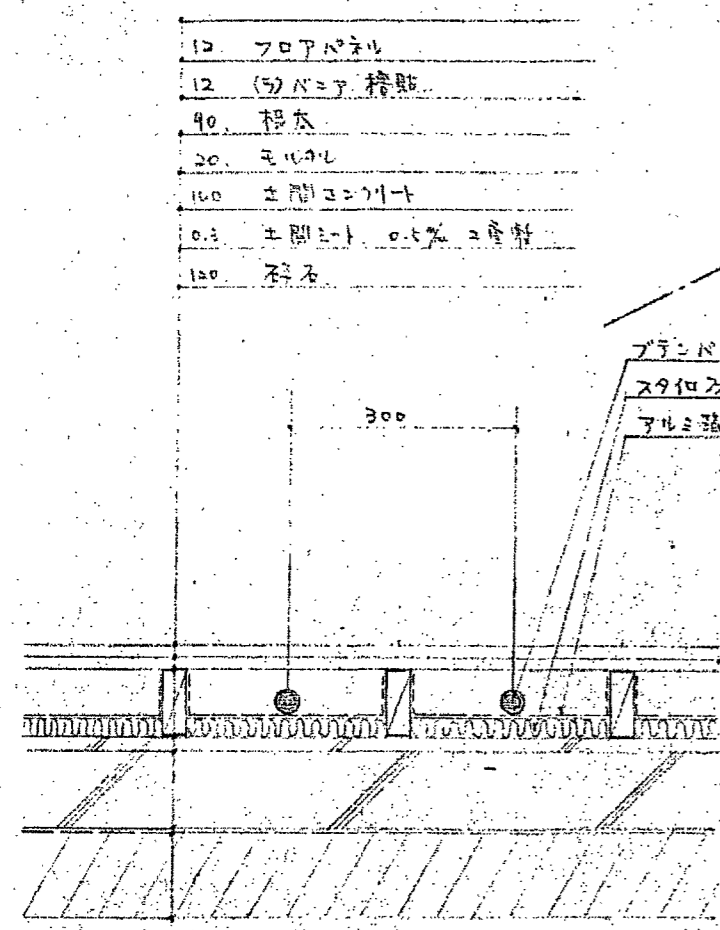


配置図・平面図 1:100

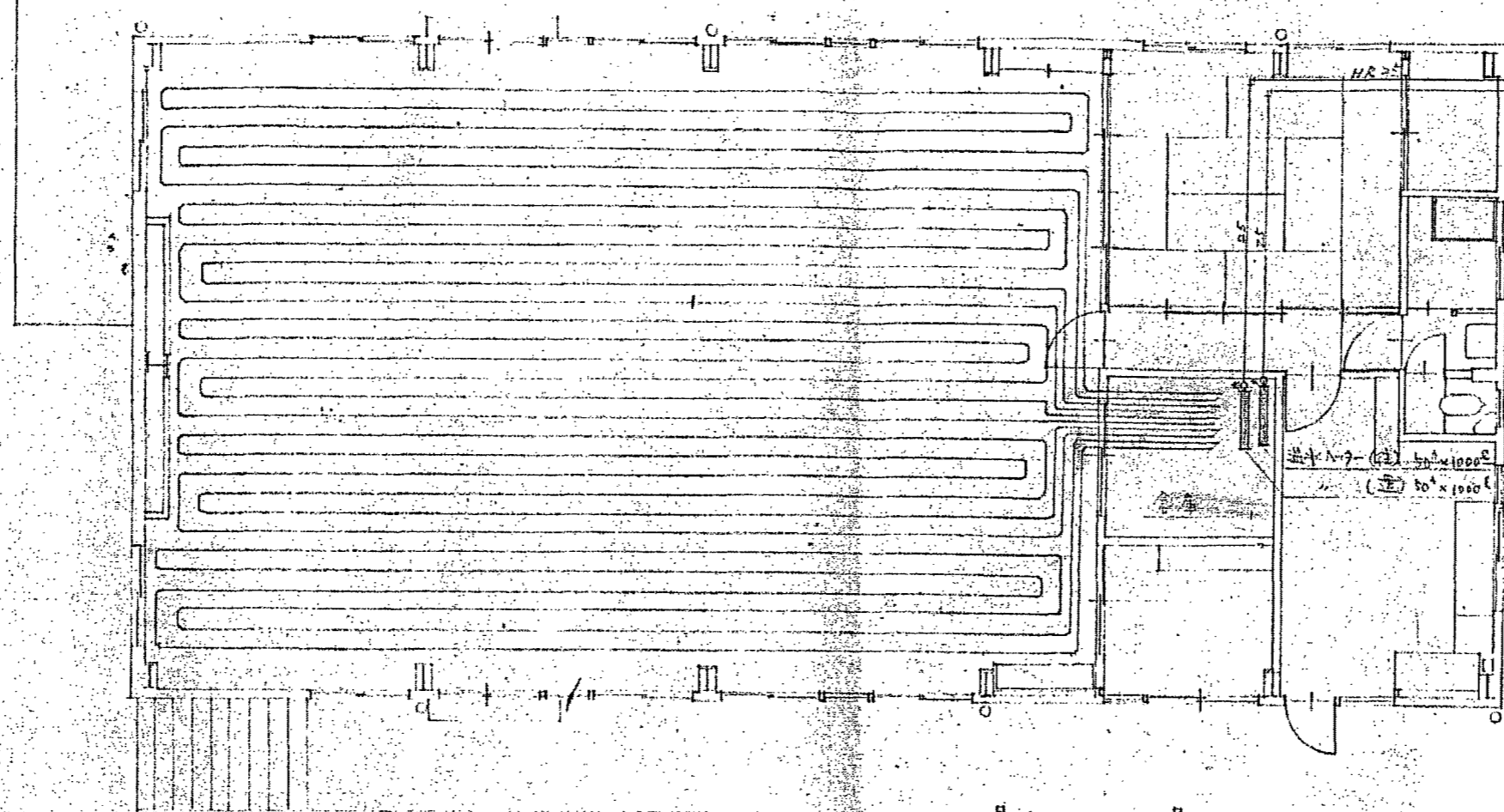


【参考図】

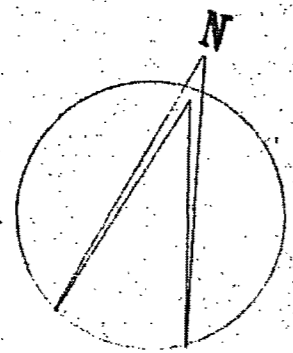
備考	高知市 都市建設部 公共建築課	株式会社 建築企画	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍
	係 係長 課長補佐 課長		担当: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称		給排水設備 配置図・平面図 【参考図】
		1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所21-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	設計年月日:	縮尺: 1/50, 1/100		図面番号 D-02



床構造断面図 50/100



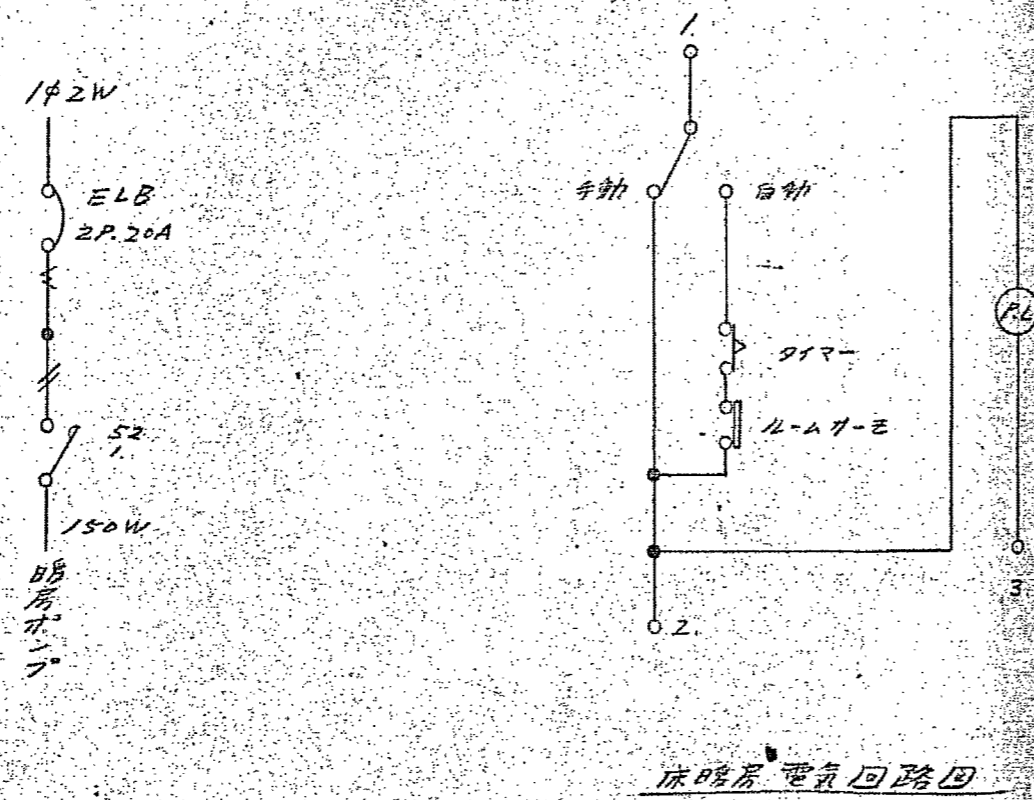
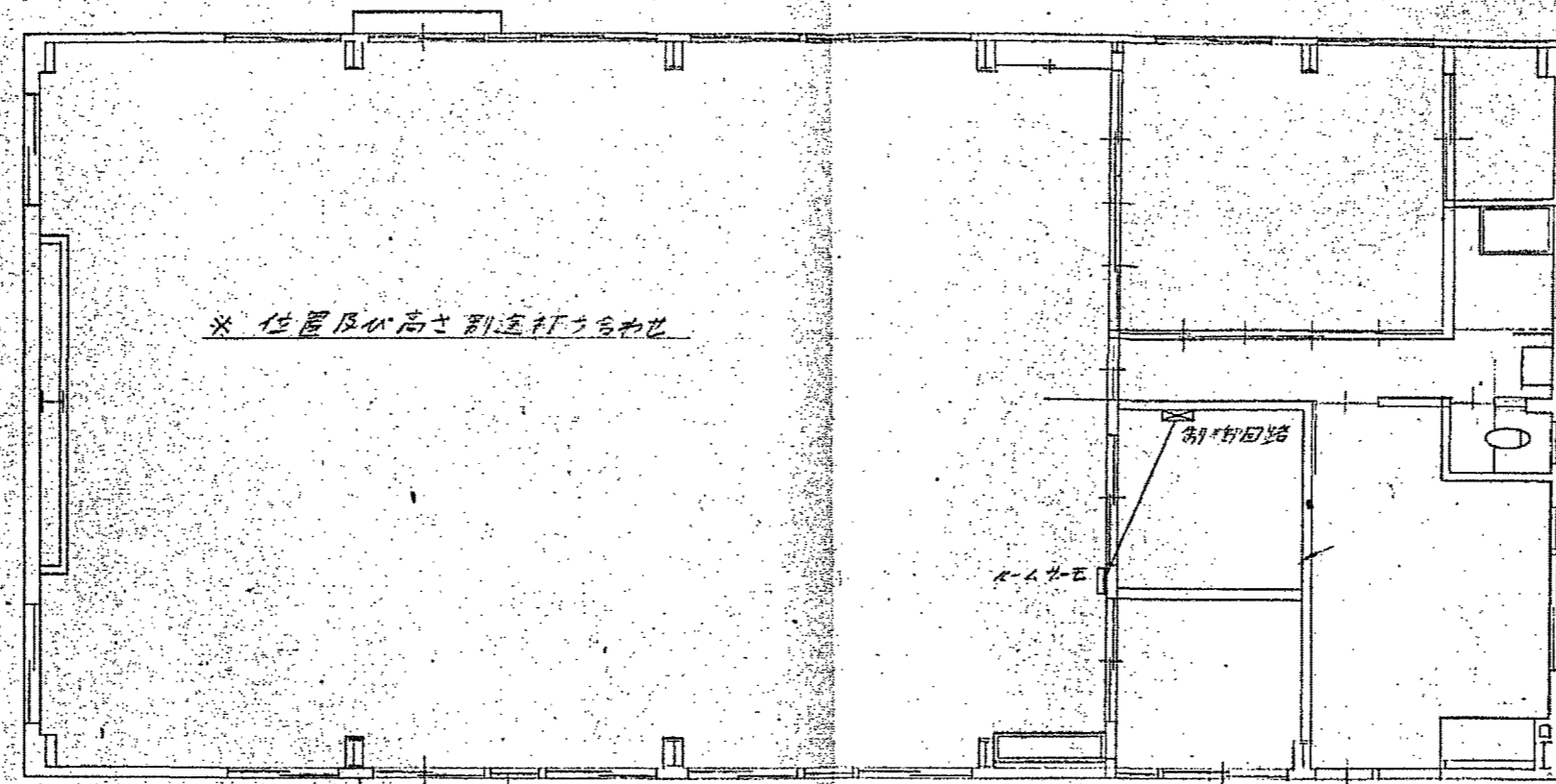
- 排気筒 120φ ステンレス Hトップ GL+6000
- 温水循環ポンプ 25A×0.15KW ライン型
- 温水ボイラー 33000kcal/h
1φ v×95w 基礎 H=100
- オーバーフロー放流
膨張タンク 40L
- 防油壁



配置図・平面図 1:100

【参考図】

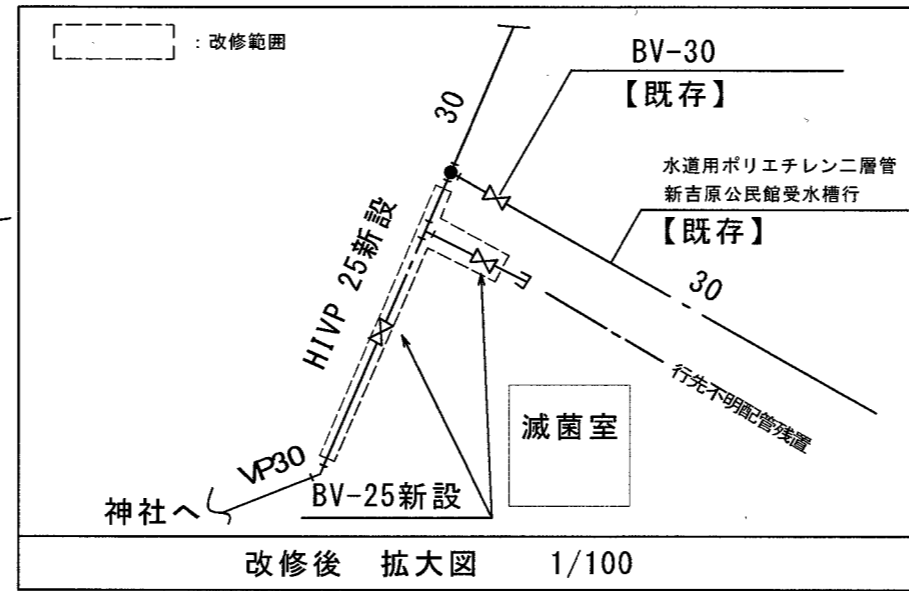
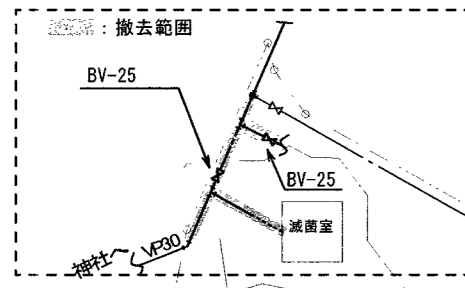
備考	高知市 都市建設部 公共建築課	株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒781-8002 高知県高知市役所21-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍 A3: 縮尺71%
	係長 課長補佐 課長		担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称		床暖房 配置図・平面図 【参考図】
			設計年月日:	縮尺: 1/10, 1/100		



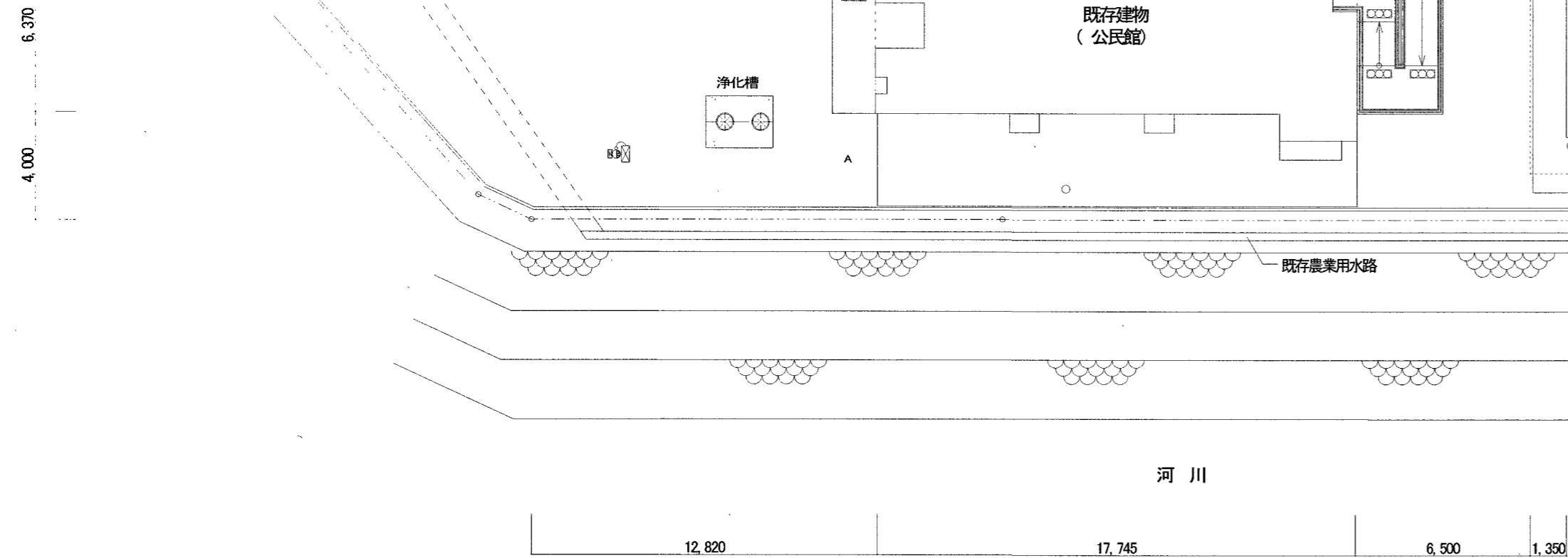
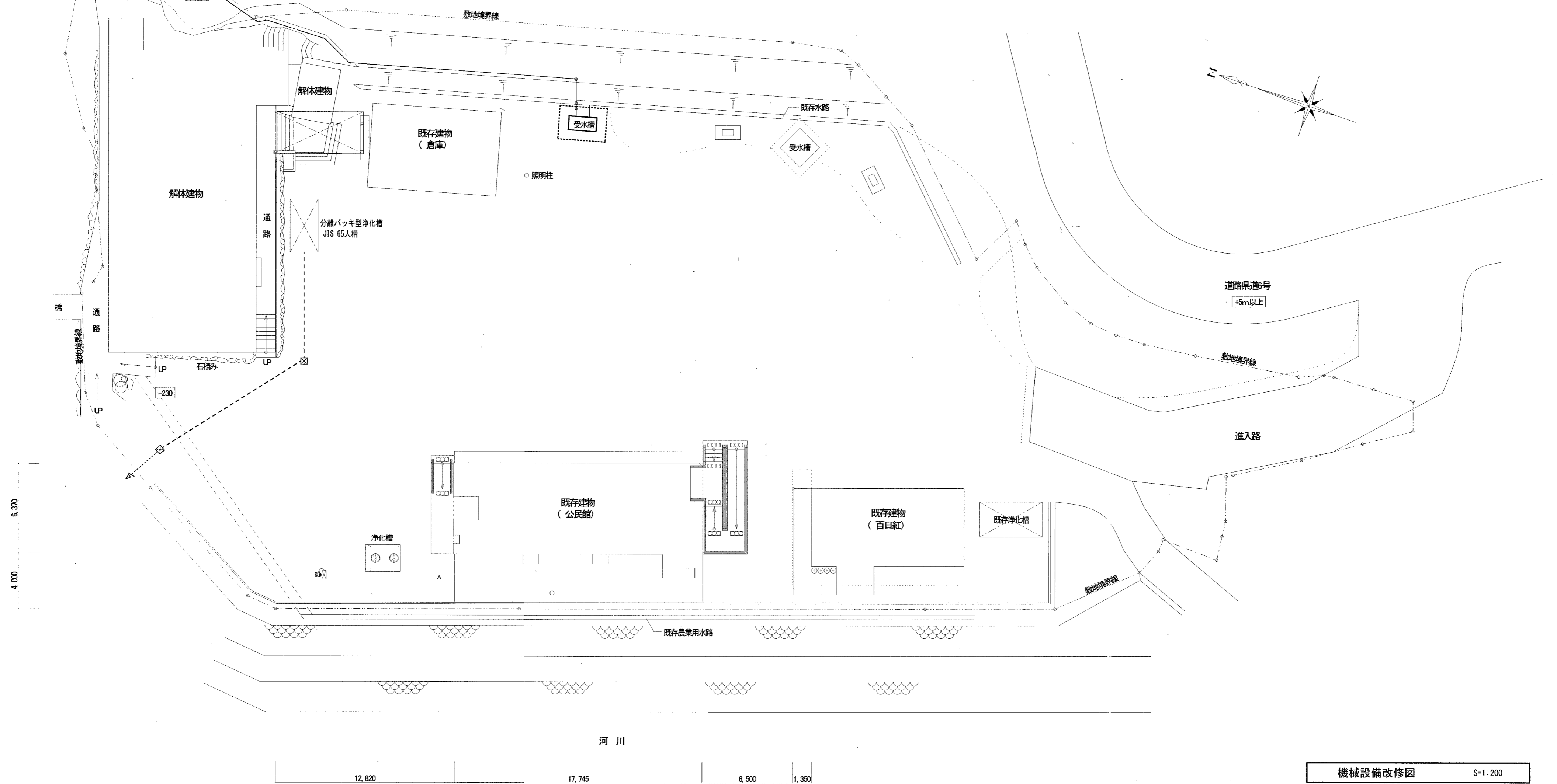
【参考図】

備考	高知市 都市建設部 公共建築課	 株式会社 建築企画 1級建築士事務所高知県知事登録 第183号 〒761-0002 高知県高知市役所町2-1-3 TEL: 088-831-3459 FAX: 088-831-3469	管理建築士: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	工事名称	吉原公民館旧本館等解体工事	A2: 等倍 A3: 縮尺71%
	係 係長 課長補佐 課長		担当者: 1級建築士大臣登録 第83943号 岡本 金弥	図面名称	床暖房 電気回路図 【参考図】	図面番号
			設計年月日:	縮尺:		

— 露出配管
- - - 埋設配管



※特記事項
配管改修時断水作業が伴うため、地元と協議すること



機械設備改修図 S=1:200

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	吉原公民館旧本館等解体工事				係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				図面名	機械設備改修図				縮尺	図示			
								作図	令和 5年 12月 日				